

官報

号外 昭和四十四年四月十日

○第六十一回 衆議院會議録 第二十四号

昭和四十四年四月十日(木曜日)

議事日程 第十七号

昭和四十四年四月十日

午後二時開議

第一 行政機関の職員に關する法律案

(内閣提出)

一 國務大臣の演説(林業基本法に基づく昭和四十三年年度年次報告及び昭和四十四年度林業施策について)

○本日の會議に付した案件

内閣委員長藤田義光君解任決議案(柳田秀一君外九名提出)

日程第一 行政機関の職員に關する法律案(内閣提出)

午後二時四十七分開議

○議長(石井光次郎君) これより會議を開きます。

内閣委員長藤田義光君解任決議案(柳田秀一君外九名提出)
(委員會審査省略要求案件)

○西岡武夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、柳田秀一君外九名提出、内閣委員長藤田義光君解任決議案は、提出者の要求のとおり委員會の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 西岡武夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

内閣委員長藤田義光君解任決議案を議題といたします。

内閣委員長藤田義光君解任決議案
右の議案を提出する。

昭和四十四年四月九日

提出者

柳田 秀一	八木 昇
平林 剛	三木 喜夫
大出 俊	大野 潔
伏木 和雄	浅井 美幸
正木 良明	斎藤 実
賛成者	
安宅 常彦	外百四十九名

内閣委員長藤田義光君解任決議

本院は、内閣委員長藤田義光君を解任する。

右決議する。

理由

内閣委員長藤田義光君は、就任に当たり自らの党の立場を離れて公平な委員會運営を行なうと言明していたにもかかわらず、また總定員法案の性格にかんがみ、慎重審議を行なうとの各党一致のたび重なる申合せをもじゆりんし突如として賛成打ち切り、採決を強行した。

このことは尽くすべき審議を尽くさざることに於いて当然無効であり、議會制民主主義をいぢるしく傷つけたものであり、委員長としての責任は誠に重大であり、きびしく糾弾されねばならぬ

い。これが、本決議案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 提出者の趣旨介明を許します。大出俊君。

〔大出俊君登壇〕

○大出俊君 私は、日本社会党と公明党を代表いたしまして、内閣委員長藤田義光君解任決議案を提案し、その趣旨の説明を行ないます。

内閣委員長藤田義光君解任決議案

本院は、内閣委員長藤田義光君を解任する。
右決議する。

〔拍手〕

以下、趣旨の説明を行ないます。

今回の国会混乱の責任は、まず第一に、行政機関職員定員法、いわゆる總定員法の性格にあります。昭和二十四年の行政機関職員定員法も、また昭和三十六年の各省設置法も、ともに各省定員は国会審議により法定する形をとっておりましたが、今回の總定員法は全くその性格を異にいたしております。すなわち、国家公務員の總数を五十六万五千七百七十一人を限度と押え、各省定員についてはこれを政令をもって定めるというものであります。つまり、一片の閣議決定という行政府の意思によつて、五十万六千五百七十一名の範囲において各省定員をいかに削減しようともそれは自由かつてである。極言をすれば、国家公務員の身分は、生殺与奪の權という形をもつて全く總理の手にゆだねることになるわけであります。

昭和四十四年四月十日 衆議院會議録第二十四号 内閣委員長藤田義光君解任決議案

もとより、一方に予算という押えのあることは当然でありますけれども、今日までの予算委員会のあり方から見て、各省定数をしさいに論ずるなどということは、言うべくして行ないたいことは、大方の御承知のとおりであります。

また、戦後、昭和二十四年に行政機関職員定員法が国会に提出され、国家行政組織法第十九条を背景として、大幅な行政整理の政治的意図がその提案理由の説明によって明らかにされて、わが党の成田知巳委員が当時質問の第一陣に立っており、このときでも、国家行政組織法第十九条により、各行政機関の恒常的な職の定数は法律をもって定める旨の規定によって、各省別の定数を法律をもって定めることになっておりました。

またこれは、わが国が明治の初期において英米的な公務員制度によらず、プロシヤドイツ的な官吏制度を導入したものであり、このために強力な軍隊と忠誠な官吏団とを二本の柱としていた制度にならぬ、官吏と非官吏、すなわち雇員、用人とを峻別しておつたものを、英米型の事務官制度の導入により、新憲法の趣旨による官吏、雇員、用人の別をなくし、ひとしく公務員と定めるという意味での評価すべき半面をも持っていたものであります。

また、昭和三十六年における定員法から各省設置法への切りかえにあたってもまた同様に、各省定数は法律をもって定めることになっており、今日に至っているであります。このときの政

府の提案の趣旨は、一方において法律により、一方において予算により、この両側面から公務員の定数が定められることが正しく、定員は行政の規模をきめるわけであるから、法定しがたい少数の例外を除き、できる限り法律をもって定めることにするといふものであります。しかも、行政組織と定員とは表裏の關係にあり、切り離せないものであるからして、行政の機構、組織を規定する各省設置法をもって各省定員を定めることが正しいと強調されていたのであります。

今回の提案は、この意味では百八十度の転換であり、昨年の一省一局削減同様に、筋も理論もない問答無用式の提案であります。それだけに、公務員諸君及びその家族の皆さんの大きな不安と動揺はおおおくもありません。したがって、まず、行政の規模、定数の管理、定員算定の基準という基本的な問題のあり方について深い論議が必要でありましたし、また、各省の機構と定数という關係を掘り下げて、大方の公務員諸君の不安、動揺を解かなければならぬ義務があります。また、国民諸君の考える公務員を減らせというばく然たる世論に対しても、事ここまかに理論づけて答える必要もありました。しかし、これには、当然なことながら長い討議のための時間を必要といたします。このことを全く無視して、これだけの問題をわずかに二日の論議で、しかも、多くの質問者を残したまま採決を強行させるという性急な態度こそ、混乱の原因であるといわなければなりません。

せん。(拍手)

第二に、今回の提案は、行政の学問的、理論的立場から見ても、全くの逆であります。まず、定員算定のためには、末端の単位における仕事の質と量、つまり、係を中心に個々の仕事の範囲をきめる、次に行政の合理的規模を積み上げ方式により決定をする、この行政の規模による職の数、つまりポストの数をきめる、そして恒常的に必要な職、すなわち定員を算定するという形でなければなりません。佐藤総理自身、この立論の正しさを認めており、今回の提案がまさに逆であることもまた認めているわけでありました。

要するに、三年五割の定数削減をねらいとして、各省定数を国会審議できめるといふ正道を逃げて、政令という強権を使おうというわけでありましたが、これは明らかに国会軽視であり、邪道であります。

そのために、四十四年度予算を通じて、末端における国民への行政サービスの面で許しがたい弊害が各省において、また各所においてあらわれております。やめる人は、仕事がひまなところだけでやめるのではありません。忙しいところからもやめていきます。行政機構はそのままであつて、あと補充がないのですから、当然至るところに労働強化があらわれてまいりますが、まず、これがサービス低下に結びついております。

さらに、各省ごとに五割削減を理屈なしに押しつけるわけですから、その省の弱いところ

にしわが寄ります。これはまた総じて、企画部門等は減らず、現場末端の国民諸君と切り離せないところに、ただでさえ人手不足に加えて、さらに人が減らされるということになってまいります。

気象庁關係をまず例にとりますと、末端の測候、観測關係に大きくしわ寄せが見られます。大阪管区気象台で観測課員が削減をされます。今日、天気予報なるものは当たらないことになっておりますが、一日二十四回、つまり、一時間おきに観測が行なわれているものが、一日八回、つまり三時間おきの観測しかできなくなります。どうせ当たらない天気予報だからと言ってしまえばそれまでですが、気象学者の意見によりますと、三十分おき、一日四十八回の観測が行なわれ得る人の配置ができれば、天気予報はもっと当たるようになりますと述べております。また、観測課員の諸君は非常に多くの分野を掛け持ちしてまして、公害に必要な高層観測、逆転層の調査——これも減ることになっておりますが、それから地震、津波の予報体制、海難審判、官庁、民間の取引や、船待ちで荷揚げができない等の判定の資料などに至りますまで、いずれも人手不足で不完全なものばかりであります。

昭和四十二年五月一日に行政管理局が調査をいたしまして勧告を出しておりますが、気象報告をはじめ各種観測の体制が全く不備であり、すみやかに充足すべきであるなどと、長々と述べております。ところが、本年一月の行政監察月報によれば

ば、気象解析機能の充実ということで、高速度模
写送受面装置と大型ゼロックスの整備に必要な予
算要求をしたが認められなかったので、今後も努
力するという気象庁の措置模様などを載せており
ます。行管自身が、人が足りない、充足せよと勸
告しておきながら、同じ行管のきめた五割削減で
さらに人を減らすという、国民の皆さんから見れ
ば、あきれてもの言えないほどのばかげた事実
でございます。

また、運輸省関係において、一つは三種飛行場
の例でございますが、セスナ機などの発着する
ローカル飛行場で、農業の散布、ビラまき、遊
覧、アマチュア訓練などなどに対して、パイロッ
トと連絡して気象情報を提供している管制官をな
くしてしまふのであります。小飛行場ですから、
滑走路は一本しかありません。横風等の強い場
合、温度の急激な変化等、滑走路の距離の関係を
計算に入れて安全確保の仕事をしていますが、今
後はパイロットに、自分の目で見て、かつてにおり
ろということになるわけでございます。人命軽視
もはなはだしいといわなければなりません。
さらにまた、海運局の出張所二十二カ所が廃止
をされます。これは地方の漁港等において、船員
の雇い入れ、雇いどめなどの届け出、船員手帳へ
の記載等の仕事を一人配置の官署としてやってお
ります。これが廃止をされることにより、たとえ
ば北海道浦川から小樽の本局までわざわざ出かけ
ていかなければならぬような結果になります。

また、陸運事務所等におきましても、せっかく
今年六十五名の増員が予定されているところを、
三年五割削減、四十四年度分の差し引きで、実数
わずかに三十名にしかならないのでございます。

運輸省に関する末端の具体的例を幾つかあげま
したが、法務省においては一般行政職が減らされ
まして、逆に検察官が大幅にふえたりいたしてお
ります。各省ごとに数えあげれば切りがありませ
ん。政府の国民不在の行政意図が各所に顔を出し
ているといわなければなりません。したがって、
これまた各省別に具体的に討議、検討の時間が必
要なわけでございます。また、そうでなければ国
民諸君への責任は果たせないわけでございませ
んが、党派を越えて、賛否の意見はあるとしても、
当然この理屈はおわかり願わねばならぬと存じま
す。これに対して、各党一致のたび重なる慎重審
議の決定にもかかわらず、あえて強行採決を行な
うという政府・与党の諸君の国会運営とその態度
が混乱の原因となっております。

さて、内閣委員長藤田義光君、私はあなたと旧
知の間柄でございますので、情において忍びない
ところがございませうが、あなたに解任の審判を下
さなければなりません。

あなたは、性、本来高潔にして温情きわめてこ
まやかな人物であることは、日ごろ私のよく知る
ところでありませうが、惜しむらくは、功をあげる
に急でありました。当選されること五回、あせら
ずとも、あなたほどの人物、やがて大臣のいすは

回つてまいるはずでございませう。

今回、内閣委員長就任にあたり、本来の性格か
ら、「私は自民党の党員ではありませんが、自民党
に片寄らず、公平に委員長職を果たす決意で
あること、いな、むしろ私は野党寄りです。事
を廻してまいりたい、これが委員会を円滑に処してい
く方法であると信ずる」とと理事会でしばしば申さ
れておりました。まさにその意気やよし、さすが
は藤田義光君であると感じ入った次第でありまし
た。また、事実、四月四日を迎えるまではこの姿
勢を堅持された点、まずはりつぱと申せましょ
う。

しかし、あなたは時にあせりの色を濃くしてま
いりました。特に四月四日の内閣委員理事懇談
会において、あなたは、「私も伊能理事も個人的
には反対でございますが、われわれの意に反し
て、わが党国対筋より、四月七日は委員長の職権
により開会をし審議を願ひ、委員会の可決決定を
はかるようにとの命を受けました。したがって、
私も党員である限り従わざるを得ません」と君子
豹変をいたしましたわけでありませう。みずからの意思
に忠実である孤高の肥後熊本人間をもって任ずる
人と信じておりました私は、全く落胆を禁じ得な
かったのであります。

党の国対筋よりかくのごとく言われたからその
とおりやるというのであれば、そこに藤田義光は
存在をしないのであります。あわせて、国会の常
任委員長として委員会の運営に当たる公平無私の

委員長という立場も存在しないのであります。か
くてまた、議会制民主主義は確立し得ないのであ
ります。ここに多数党の多数意識が頭をもたげ、
少数野党の意見を十二分に聞き、それこそ寛容と
忍耐をもって国民の前に、国民のために審議を尽
くすという、本来の使命を放てさせざるを得なく
なる混乱の原因が生ずるわけであります。(拍手)
このときから藤田委員長は存在せず、与党の無理
押しをひたすら促進しようとする採決係のごと
く、そしてまた、みずからの功をのみ追わんとす
る大臣候補が誕生したわけであります。

さらに、越えて四月八日、事もあらうに、わが
党の長老漢谷委員の質問中、特に追及が核心に触
れ、国会の審議をことさらに逃げて政令により行
政府がすべての権力を握るとなれば、いかにそれ
が議会軽視であり、法律無視であり、御都合主義
に走るかという点を舌端鋭く事実をもって立証
し、法律、規則の論争にはまことに不得手きわま
る長谷川四郎農林大臣、答弁に窮し、まさにあわ
やと思われた瞬間、全く突如として、委員長みず
からがハンカチを振り、逆に質疑打ち切り動議を
催促するがごとき行動をとるに及んでは、まさに
お粗末のきわみ、言語道断の所業といわざるを得
ないわけであります。(拍手)

したがって、私は、ここに、年来の友情と私情
を捨てて、議会制民主主義の名をもって、今後か
かる暴挙を本院において重ねて起こさざるよう大
方の注意を喚起し、内閣委員長藤田義光君の解任

昭和四十四年四月十日 衆議院會議録第二十四号 内閣委員長藤田義光君解任決議案

決議案を提案するものであります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。塩谷一夫君。

〔塩谷一夫君登壇〕

○塩谷一夫君 ただいま議題となりました内閣委員長藤田義光君解任決議案に対しまして、自由民主党を代表して、反対討論を行なわんとするものであります。(拍手)

本決議案提出の理由は、今国会に内閣から提出された重要法案の一つである、いわゆる総定員法案を審議する内閣委員会において、藤田委員長の委員会運営が適当でなかったということにあるのであります。しかし、私は、残念ながら提案者とは全く見解を異にするものであり、藤田委員長に対しては、その職務執行に最大級の賛辞を呈したいと思っております。(拍手)

藤田委員長は、常に理事会の席において述べておられましたとおり、委員会に付託された各法案については十分審議を尽くし、決して無理な運営をしないという態度をとってこられたのであります。総定員法案の審議においても、特にこの点に配慮せられ、質疑時間を十分にとり、野党の各委員に対して、できる限り発言時間を保証されてきたのであります。この結果、質疑時間は約十七時間の長きに及び、社会党委員九名中六名、民社党委員二名中二名、公明党委員二名中一名に発言を許可し、これに自民党委員二名を加え、計十一名の委

員に質疑を許可されたのであります。これこそ自由民主党のつとめであり、寛容と忍耐の姿を表現したものでございます。(拍手)

また、この法案審議の過程においては、必要のつど理事懇談会を開き、各党の理事との間に忌憚のない意見の交換を行ない、委員会の円滑な運営につとめられたのであります。すなわち、法案審議の前提条件として、公務員の定員管理と関連のある公務員給与に関する人事院勧告の完全実施の問題等について、野党理事からの要求により、各野党委員に政府の所見をただす機会を与え、また、内閣総理大臣の出席を求め野党理事の要求にも快く応じまして、予定時間をはるかに越えた質疑を認めるなど、審議の充実、公正を期するたため最善を尽くされたのであります。(拍手)また、宮内庁法の一部改正法案につきましても、野党委員の要求に応じ、下総御料牧場及び栃木県の新御料牧場予定地の視察に進んで参加され、野党の各委員とともに法案審議に誤りなきを期せられたのであります。

御承知のとおり、総定員法案は、近時、国民がひとしく熱望している行政改革への政府の姿勢を示した重要法案であり、行政監視委員会の委員全員が賛意を表し、新聞論調を見ましても、全紙がこれを支持しているものであります。(拍手)

この法案は、第五十八回国会以来三国会にわたって提出され、第五十八回国会においては、いわゆる各省庁一局削減法案とともにすでに質疑が行な

われており、しかも、今国会においては、この法案が年度内に成立しなければ影響も数々あり、その可及的すみやかな成立が望まれていたので、内閣委員長としては、法案審議の進捗状況について憂慮せられ、審議の促進に日夜苦心を重ねておられたのであります。審議の結果、四月八日、質疑終局の動議を適当と判断され、委員会審議に終止符を打たれたのであります。この点は、どなたが委員長に席にすわろうとも、このような処置をとらざるを得なかったものと思われるのであります。(拍手)そして、野党委員の質疑も、昨今まれに見るりつぱなものであり、その意とすること

も十分尽くされたものと判断されたので、大方の委員の了とされる委員長裁決であったと確信するものであります。(拍手)

藤田委員長の委員会運営については、以上申し上げましたとおり、非難すべき何ものをも見出すことはできないのであります。(拍手)社会党及び公明党におかれては、この解任決議案を総定員法案審議の行きがかり上どうしても提出せざるを得なかつたものと思われしますが、今回のような委員会運営について、これを否とする決議案の提出は、かえって藤田内閣委員長の委員長としての適格性を証明するものであり、同委員長の委員会運営に今後一そうの自信を深めさせるものとならうかと思っております。(拍手)

どうか、心ならずも提案しておられる提案者各位におかれては、所属する党の名誉のため、すみ

やかに解任決議案を撤回されるよう要望するものであります。

以上をもちまして、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 木原実君。

〔木原実君登壇〕

○木原実君 私は、日本社会党を代表し、ただいま上程されました藤田義光内閣委員長の解任決議案を積極的に支持する立場から、賛成の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

私が藤田委員長の解任決議案に賛成する第一の理由は、藤田君が委員長としてまれに見る政治的変節をあえてし、暴力的な審議の打ち切りを行ない、引き続く委員会混乱の主導者となり果てたからであります。藤田君はかねてから、委員長としてあくまで誠意と公正を旨として委員会の運営に当たると誓言をしてまいつたのであります。しかるに、去る四月八日の内閣委員会の運営は、この誓言をみずから破棄し、委員会を混乱させる元凶となつたのであります。

諸君がすでに御承知のとおり、当日の内閣委員会には、いわゆる総定員法案について熱心な審議が続けられておりました。審議が進むにつれて、総定員法案は、政府が強調するように国民の利益のためにする行政改革というよりも、行政の独善と独走に新しい道を与え、あまつさえ国会の審議権に挑戦し、行政に対する国会の監視の目を遠ざけようとする危険さわる要素を持っていることが明らかになつたのであります。すなわち、昭和

二十四年の行政機関職員定員法においても、また昭和三十六年の各省設置法による各省定員を決定する場合においても、定員が行政の規模を定めるものである限り、公務員の定員は法律をもってきめることが正しいと主張し続けてまいりました政府が、突如として公務員の定員を法律からはずし、行政府の一片の政令によって各省庁の定員を定めるはか、公務員の配置その他の運用はすべて政令にゆだねるという提案を行なったのは、運用の便宜に藉口した便宜主義であり、行政組織の理論をもはずれて官僚独走への道を開き、国家行政組織法そのもののさへも骨抜きにするものであるという指摘が行なわれたのであります。(拍手)

ことに、わが社会党の長老漢谷修蔵君が、山中吾郎、川崎寛治あるいは浜田光人、大出俊君らに続いて質問に立ち、いうところの政令なるものが、行政府の便宜によっていかに乱用、悪用をされ、しばしば根拠となる法律のたてまえさへ骨抜きにするものであるかを、農地法にかかわる具体例をあげて質疑を展開するや、農林大臣をはじめ関係大臣はしばしば答弁に窮し、いたずらに空疎なたわごとを口走る状態と相なったのであります。問題がいやしくも立法院と行政府の権限にかかわる国家制度上の根幹的な問題であるだけに、満場の委員、傍聴者はかたずをのんで質疑応答の成り行きを見守ったのであります。ところが、こ

る藤田義光君は、みずからハンカチを振って与党委員に対し質疑打ち切りの合図をなし、委員会にはたちまちにして混乱の場と化したのであります。このような事態をつぶさに目撃して、私は一人の政治家として、深い失望と怒りを新たにいたしましたのであります。藤田君が委員長として公言してまいりました誠意と公正は、この瞬間どこへ失せてしまったのか。

私は、委員長藤田義光君に、一〇〇％とはいわないまでも、多少の信頼を置いてまいりました。

人材乏しき自由民主党におきましては、まあまあの政治家であらうとも考えてまいったのであります。しかしながら、私のこの善意の信頼は、一瞬にして裏切られたのであります。私たちはだまされたのであります。だまされたのが悪いのか、だましたほうが悪いのか、その理非曲直はおのずから明らかであります。(拍手) ことに、これまで委員会での不当な審議打ち切りや、いわゆる強行採決などという、議会制民主主義をその運営において危うくするような現象は、不幸にしてしばしばございましたけれども、こともあろうに、委員会の運営上の責任者である委員長が、委員長席にありながら、みずからハンカチを振って、審議打ち切り、強行採決の先頭に立つなどという事例は、憲政史上まれに見る珍事といわなければなりません。このことは、藤田君が多数の暴力によって委員会を混乱せしめようとする自由民主党の陰謀にみずから加担していたことを示し、あまつさ

え、その先導の役を引き受けていたことを示すものであります。委員会混乱の責任はもとより、われわれの審議権に対して不当な制肘と攻撃を加えた罪は、国民と民主主義の名によって弾劾されるに値すべきものであると確信するものであります。(拍手)

誠意と公正を旨とすると言言してはばからなかった藤田義光君は、かくして、みずから多数党の走狗と化し、暴力的陰謀の先導者となり、議会制民主主義破壊の元凶と成り下がったのであります。この変節、この恥を忘れた破廉恥行為は、オッチョコチャイというには、国民をおそれることと独裁者のごとく罪が深く、与党内指導部の圧力に屈したというには、あまりにもその職責の重さを顧みない行為といわなければなりません。

私は、断言してはばからないのでありますけれども、この日、この時を一期として、政治家藤田義光君の政治的生命は、のら犬の死せるがごとく死んでしまったと判断せざるを得ないのであります。(拍手) われわれは、みずからのら犬のごとく野たれ死にをした政治家に、かりそめにも内閣委員長という重要にして権威あるいすをあげておくわけにはまいりません。そのいすはまた、多数党の走狗がすわる場所でもありません。それはまた、暴力的陰謀の先導者、議会制民主主義破壊者のすわるべきいすでもないのではありません。それは、国民によって選ばれた最も人間らしい人間、議会制民主主義の権威を高め、多数党の暴力や陰

謀を排除し、少数野党の権利と意見を尊重し、何よりも国民のために議員の審議権を最大限に尊重することのできる、公正にして誠意ある政治家のすわるべき席であると確信するものであります。

私が藤田君の委員長解任に賛成する第二の理由は、以上のような破廉恥行為によって、官僚独走への道を開くことに進んで手をかしたという点であります。議会政治家として、これはまさに最も恥すべき自殺行為であります。

藤田義光君は、肥後熊本の出身であります。若くして中央大学に学び、業を終るや、在野の新聞記者として働いたあと、政界に入りました。このりっぱな履歴に加えて、肥後はもつこすの国柄、せめて一片のもつこす精神はあらうかと考えていたのでありますけれども、その期待もまた大きく裏切られたことを明らかにしなければなりません。肥後のもつこすというのは、聞くところによりますと、それはただ、がんこというだけのことであります。理不尽な権威にはあくまで屈することなく、おおよそ不正、不誠意と不正に對しては、あくまでおのれを持して屈しない精神であるといわれているのであります。このため、多くの尊敬すべき熊本人は、もつこす精神を県民の誇りとし、いまにその背骨の太きことをよしとしておるのであります。たとえば、わが松前重義君を見よ。坂本泰良君を見よ。いずれもよき熊本精神の体得者であるがゆえに、広く尊敬さ

昭和四十四年四月十日 衆議院會議録第二十四号 内閣委員長藤田義光君解任決議案

六七六

れているではありませんか。(拍手)それはおそろく、火をふく活火山阿蘇の豪壮な風土が生み出した貴重な精神でもありました。藤田君は、火の国、阿蘇山中に生まれ、そこを選挙区として国会に出ていながら、その行為、識見たるや、まことに、よき熊本県人の風土にも置けぬ、あわれむべき小人ぶりを露呈したたのであります。

先にも触れましたように、君が委員長として審議を進捗しておりました総定員法案の最大の問題点は、官僚独善への道を開くか、議会の権限を制度の上でどう確立していくかの争いでありました。このせとぎわに立って、藤田君は、みずから先に述べたような行為に走ることによって、官僚独走への道を開くことに進んで手を貸したのであります。およそ、資本主義が高度化すればするほど執行部の権限が増大し、それに比例して議会が形骸化されるというのは、一般的な傾向であるといわれておるのであります。その行き着く先が、議会の機能を封鎖する執行部権限の万能化、すなわちファシズムであることは、われわれが近い過去に身をもって体験してまいったところであります。それだけに、われわれが何よりも自戒しなければならぬのは、執行権力の増大に対する監視であり、法と制度によるその制限であり、議会政治の充実にあります。しかるに、いまや、議会内においても、総理大臣佐藤栄作君をはじめとして、官僚勢力はしんしんとして議会内に浸透し、官僚勢力は、いまや政治の中枢を侵している現状

であります。総定員法案という行政改革は、帰るところ、行政の勢力を、国権の最高機関の制約から少しでも切り離したところで確立することにはなりません。

他方、この総定員法案が成立せんか、給与に関する人事院勧告すら、毎年これを無視して完全実施を怠っている政府が、公務員に対する不当な配置転換や退職の強要によって、つまり、公務員労働者の犠牲による合理化が行なわれ、ために公務員諸君の不安動揺を誘発することもまた当然であります。しかも、三年間五%の人員削減が、行政機構の改革に触れず、機構をそのままにして人を削るということである限り、定員のアンバランスによる労働強化がすでに各職場にあらわれており、これに拍車をかけることもまた必至であります。国民が求めてやまない行政上のサービスが、このようなやり方によって充足をされるという保障は何もないのであります。このような制度上、運用上の疑義が政府の説明によって何ら解明されないばかりか、かえって総定員法の含んでいる問題の重大性が次々と明らかにされてまいりましたので、われわれは、藤田委員長に対して、しばしば慎重な審議の必要なことを訴え、審議を続けてきたのでございます。

藤田君の最大の罪過は、かかる事情を委員長として十分に知る立場にありながら、あえて問題の進展をおそれて議員の言論を封じ、官僚独走への道に議会の権限を売り渡したのであります。熊本

のもつことは多数にくみして官僚の走狗となれという精神であつたのか。下級公務員の犠牲の上に高級官僚勢力の地盤を強固にするのをよしとする精神は、肥後のいかなる風土が生み出したものであつたのか。藤田義光君において、残念ながら、よき熊本精神はしかばねと化したのであります。藤田君において、肥後のもつことは、まるで背骨のないクラゲと化したのであります。

次に、私は、藤田委員長解任決議案に賛成する第三の理由を申し上げます。

藤田君が、委員長としてはもとより、政治家としても、およそものごとの判断において完全な不能者であることが明らかになつたからであります。およそ状況の判断ということは、政治家にとつては最も重要な機能であります。まして院を代表する議長、委員会を主宰する委員長に求められるものは、その判断力であり、適切公正な判断であります。ところが、四月八日の内閣委員会の事案において、藤田君は完全に判断力の欠陥した不能者であることを暴露いたしました。同僚委員の質問が進行するにつれ、総定員法案が単なる行政改革案ではなく、議会と行政との制度上の根本にかかわる問題を含んでいることが明らかになり、そのため論議の成行きは、一法案の成否の争いを越えて、突き詰めた論議が期待される状況になつたのであります。このような事態は、総定員法案を野党が首切り法案として反対して引き延ばしをはかっているから、何が何でも通すのだ

と、きわめて党略的、単細胞的に考えていた委員も含めて、これはたいへんだ、もつと論議をすべきだという空気が高まっていたのであります。つまり、多少とも正常な議会政治家ならだれもが感ずる議会の危機感の意識が、少なくとも多数の空気がなつていたのであります。藤田君にして、もし正常な判断力の持ち主であつたならば、このような異常な状況の変化、審議の過程で提起された問題の重要性を当然察知するはずであり、それが判断できれば、たとえ事前の謀議があつたにしても、さらに審議を進捗させる良心も生まれてくるであつたのであります。しかるに、判断力不能症の藤田君においては、そのような判断も、判断に基づく審議の継続も行なわれないうまま、武勇と浪子の別れではあるまいし、よこれたハンケチを振る愚行を演じてみせたのであります。およそ政治的判断力は、その政治的識見によって生まれるものであります。もしそうだとすれば、判断力不能症の藤田君は、同時に識見において痴呆症であることを示したことになります。(議長、時間だ)と呼び、その他発言する者あり)まことにあわれむべき、そして国民と議会にとりましては、まことに不幸きわまりない委員長であつたといわなければなりません。

私どもは、かくして、すでに内閣委員長は存在をせず、解任決議案は、せめて彼が成仏のためのありがたい引導でありまして、私もまた、藤田君成仏のために賛成をいたすものでございます。

私は、最後に、藤田君と与党の諸君に一言つけ加えておきたいと思ひます。

もし藤田君に一片の良心が生き残つておるならば……

○議長(石井光次郎君) 木原君、申し合わせの時間が過ぎております。なるべく簡単に願ひます。

○木原実君(統) みずからその任を退き、国民の前に非行の謝罪の意を表明すべきでありましょ

う。また、藤田君の属する与党自由民主党の議員諸君に、藤田君を思ふ多少の友情と同志愛があるならば、藤田君をしてみずから退任の道につかしまるゝのがあたたいと思ひやりといふべきでありましょ

以上、私は、内閣委員長藤田義光君の罪状の数々を申し述べまして、藤田義光君解任決議案に積極的に賛成をする意思を申し述べ、私の賛成の討論を終わりたいと思ひます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 吉田之久君。

「吉田之久君登壇」

○吉田之久君 私は、民社党を代表いたしましたし、ただいま上程されました内閣委員長藤田義光君の解任決議案に対し、賛成の立場を表明いたします。(拍手)

とはいへ、率直に申しまして、私は藤田委員長個人に対しては、いささかお気の毒な感じもいたします。なぜなら、国会の乱闘はいまに始まつたことではなく、委員会の強行採決は藤田委員長をもつて初めてするわけではないからであります。

しかし、今日のすさみ切つた国会の現状を見ると、議会制民主主義の危機はすでに限界まで来ているといわれわれの認識に立ち、また、もうこれ以上乱闘を繰り返してもいいくないという全国民の率直な声を反映して、あらためてこの機会に強行採決の責任を問ひ、その責任者としての委員長に進退を明らかにしていただきたいと思ひがゆであります。(拍手)

諸君御承知のとおり、わが党は総定員法に対し賛成の立場を明らかにいたしております。したがつて、まず初めに、なぜわれわれ法案に賛成するものが、その法案を強硬に通せうとした委員長の解任決議案に賛成するかという点を明らかにいたさなければなりません。

われわれの考え方は、法案の賛否はもつぱら政策上の問題であり、委員会や本会議における審議の手續、ルール、秩序は、まさしく議会制民主主義そのものの問題であるとしてゐるからであります。(拍手)われわれ民社党は、議会制民主主義において最も大切なものは、その結果よりも、むしろプロセスにあると考えています。その結論に至る過程の中で、どのように真剣な議論がかわされ、どこまで少数意見が尊重されたかということが、実は民主主義の真髄であると思ひからであります。(拍手)したがつて、われわれは、かりに賛成すべき法案であるからといって、それがどんな手段によつても可決されてよいという考え方には全く従ふことができません。

その点、去る八日の内閣委員会のできごとは、われわれにあまりにも多くの疑問と憤りを与えました。すなわち、私は当日内閣委員の一員として委員会に出席いたしておりましたが、午後七時四十二分、渋谷委員の質問中になぜ質疑打ち切りを行なわれたかといふことなのであります。確かに、その時間、自民党の伊能委員が立ち上がりて何事かを叫ばれたのを私は確認いたしました。しかし、それと同時に、あたかもスタートラインに並んでいる選手たちがピストルの合ひ図で一斉にかけ出すように、委員長席を目ざして各党の議員と衛視と傍聴者と秘書団等があつという間に殺到し、見る見るうちにやじと怒号と押し合ひの集団がで上がり、同時に、与党のほうから、実施期日修正のチラシが手ぎわよくまかれました。そして、それ以外の者はほとんど机の上に総立ちとなり、しばらくの時間の経過のあとで、ようやく委員長は衛視たちに守られて委員会室を脱出、待ちかまえていた与党の議員たちの励ましを受けながら、廊下一ぱい、ワッショイワッショイと引き揚げていくという騒ぎが展開されたのであります。最も神聖なるべき国会の審議の中で、それはまことに悲しむべき、正視にたえない混乱でありました。しかも、あとは静寂そのものでありました。別にけが人一人出なかつた模様であります。

一体、これはどういふことなのでありますか。それはどう考えても、偶発的なものだと私は私には思えません。また、まなじりを決した対決であつたという感じも特別いたしません。とすれば、やはりそれは予定の行動であつたのではない。悪く言えば、ある種の演出、お芝居なのではないかという疑問をますます深めざるを得ないのであります。だとすれば、当然、委員長みずからそのことを予測し、あらかじめその方法に同意、内諾を与えておられたとしか考えようがないのであります。もし、この分析に間違いがないとすれば、委員長の責任はきわめて重大であります。そこには、最後の最後まで混乱を回避し、議会の權威を精一ぱい守ろうとする努力の片りんも見出せないからであります。一方では、今日の国会運営の現状では、しよせんそれ以外に方法がないではないかといふ意見も聞かれます。しかし、藤田委員長、あなたは委員会の運営の一切の責任を持つべき委員長という立場におられたのではありませんか。国会の權威の低落を少しでも食いとめるために、なぜもつと隠忍され、自重され、努力の限りを尽くされなかつたのでありますか。確かに、まごごちない政府の答弁の連続ではありましたが、まだ時間は午後七時を過ぎたばかりでありました。しかも、渋谷委員の質問中でありました。せめて委員長の介錯によつて一応形のつくような円満な質疑の終了をはかり、残余の予定された質問者の質問をなぜお許しにならなかつたのでありますか。夜半、深更に至ろうとも、質疑の限りは尽くしたはずであります。現に今日まで、これほどの時間が空費されているではありませんか。結果

的には、他の委員会の審議も停滞してしまつたではございませんか。藤田委員長、あなたは、およそ民主主義とは、時間と忍耐の必要なものであるぐらいのことは万々御承知のはずであります。それが民主主義の宿命であり、課題である以上、われわれはそれを避けて通つてはならないと思ふのであります。

さらに私は、この機会に、当日の混乱を目撃した議員の一人として、率直な私の憤りを、そして感じた議政の危機について申し上げます。

それは、あの混乱時において、議員も傍聴者も秘書も、大部分の者がいつの間にか神聖なるべき委員会の机の上に土足でのぼってしまつてゐるという事実であります。女性を含めた速記者たちは、身の危険からのがれるために、筆記用具を持って逃げ回つてゐるではありませんか。マイクは飛び、テーブルカバーははがされ、委員の名札は散乱して踏みつけられてゐるではありませんか。議員と衛視と国会関係者が、お互いに見分けもつかないかつこうでわめき合い、ののしり合ひ、ぶつかり合い、押し合い、あぐくの果て、もみくちゃになつてゐる姿を見て、国民はなおかつ今後の国会に敬意を払ふことができるではありませんか。(拍手)「学生よ、ゲバ棒を捨てよ」とわれわれが叫んでも、それはやがて説得力のない、むなしき響きとしてしか返つてこないではありませんか。考えれば考えるほど、議会制民主主義の危機は近づいてゐると民社党は考えておりま

す。そして、こうしたことが繰り返されるたびに、国会は議員みずからの手で議政の墓穴をまた一つ掘り下げたことになるだろうということをお互いにいまこそ気づくべきであります。

(拍手)

いやしくも藤田内閣委員長は、この時期において、あなたの勇氣と忍耐を示して、強行採決の慢性的な繰り返しと悪循環に終止符を打たれるべきであつたと私は存じます。この意味で、このたびの内閣委員会において行なわれた強行採決の責任は、あけて委員長が負わなければならないといふたてまえに基づいて、私は、藤田委員長に深く反省を求め、本決議案に賛成の意をあらわした次第であります。

最後に、このようなことが再び国会の年中行事として展開されないように、まして今国会のごとく、月間行事や週間行事としてこれ以上決して繰り返されてはならないために、藤田委員長だけではなしに、お互い各党としても謙虚に反省し、努力されるべきであることを強く本院に訴へまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 松本忠助君。

〔松本忠助君登壇〕

○松本忠助君 私は、公明党を代表して、ただいま上程されました内閣委員長藤田義光君の解任決議案に対し、心から遺憾の意を込めて賛成の討論を行なうものであります。(拍手)

本解任決議案の趣旨につきましては、ただいま

明らかにされたとおりであります。私は、同君の行動が日本の議会制民主主義の基本を破壊したという点を強く指摘したい。そして、藤田君の行動が単に一個人の行動でなく、最近における自由民主党及び政府の一貫した方針であつたことを強く弾劾するものであります。(拍手)

さきに国鉄運賃値上げに関する法案、いまは総定員法、このあとに控えた健康保険特例法、防衛二法、地方公務員定年制法案等々、いずれも与野党間に大きな意見の相違があることは、かねてより予想されてきたものであります。議会民主制においては、与野党の意見の対立は珍しいことではなく、当然の姿であります。しかし、その討論においては審議を尽くし、改めるべきは改め、とるべきはとつてこそ民主主義のルールであり、立法府における国民の代表としての義務であります。(拍手)

しかるに、自由民主党の首脳部は、今国会においても多数を頼み、審議無用、暴力採決の方針をとつたのであります。これこそ民主主義の基本的ルールに違反するものであります。多数党の意見だけがまかり通るならば、審議も不要であります。質疑申し込み者を多数残して、いきなり審議を打ち切り、採決を強行するといふのであれば、議会制民主主義ではないのであります。議会制民主政治の根本は、国民を代表する議員を選出し、その議員が国民の代表として、あらゆる意見を戦わせることによって国政を運用していくところ

ろにあつたはずであります。もしも反対派の議論を頭から封殺し、審議打ち切りを強行するといふのであれば、議会制民主主義は滅亡したも同じであります。これこそ議会制民主主義を信じて投票した国民に対する挑戦であるといわなくてはならないのであります。(拍手)

しかるに、自由民主党は、先ごろ、国民多数が反対する国鉄運賃値上げ法案を、委員会の再開宣言もないうまま強行採決し、さらにまた、総定員法を強行採決するといふ暴挙を再度行ない、今後ともかかる暴挙をとり続けていくならば、もはや、のろべき民主主義の破壊であり、独裁主義であり、軍国主義であり、そしてファシズムへの道を開くものではありませんか。(拍手)自民党及び政府首脳部が、問題法案についてすべて強行採決の方針をとつてゐることは、まことにおそろべきことであるといわなくてはなりません。それは、単に藤田君一人の問題ではなく、自由民主党が日本の議会政治に真正面から挑戦してゐるという事実であり、日本の民主政治を崩壊せしめようとしてゐる何よりの証拠であるからであります。(拍手)

同党も、また同君も、少なくとも民主政治の恩恵を受け、日本国憲法を支持するのであれば、このような方針は断じてとるべきではないと、私はきびしく警告を発し、猛省を促すものであります。(拍手)

藤田君は、自由民主党員である前に、厳正、公平な国会運営をはかる国会役員、内閣委員長とし

て、まず所属せられている党のおおるべき議會制民主主義破壊の方針に対して敢然と反対されてしめるべきであった。しかるに、藤田君は、無節操、無定見に自民党の方針に従い、四月八日の内閣委員会においては、みずから合意図を送って審議打ち切り、強行採決をされたということは、まことに残念なことである。これは、同君の政治家としての経歴に重大な汚点を残したといつても過言ではありません。さらに、同君のみにとどまらず、政府並びに自由民主党に一大汚点を加えるものとなつたのであります。(拍手)このことに対し、国民の審判はきびしく藤田君及び自由民主党に下ることであらう。国会における委員長はいかなる権限を付与されているか、同君はよもや御存じないはずでありますまい。当選五回、自治政務次官、自由民主党国対副委員長を歴任された経験豊かな同君が、議事運営のルールを知らぬはずがない。委員長は、各政党の代表たる委員が、公平に、かつ正常に審議することを可能とし、少数意見を無視することなく、委員会の質疑を国民の前に明らかにする責任を有する国会役員であるはずであつて、それが与党の方針に無節操に隷屬して議會制民主主義を破壊したことは、もはや委員長としての立場を忘れたものであり、委員長としての資格をみずから放棄したものと断ずるものであります。(拍手)

決しない、十分審議するとの約束に基づいて行なわれたものであるという事実であります。ところが、六人の野党議員の質問を残したまま、野党議員の質問中にもかかわらず、藤田委員長はいきなり質疑を打ち切り、採決を強行したのであります。このように、一方的に質疑を打ち切つた暴挙は許されるものでなく、藤田委員長は、その個人的資質からいつても、委員長としては全く不適格であるといわざるを得ないのであります。したがつて、藤田委員長は、かかる無謀な採決の責任をとつて、みずからその職を辞することが当然であります。

わが党は、議會制民主主義の危機を救わんがために、ここに藤田義光君の反省を強く求めるとともに、解任決議案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて討論は終局いたしました。

内閣委員長藤田義光君解任決議案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(石井光次郎君) 投票漏れはありません

か。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。——閉鎖。

○議長(石井光次郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(石井光次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百五十九

可とする者(白票) 百四十九

〔拍手〕

否とする者(青票) 二百十

○議長(石井光次郎君) 右の結果、内閣委員長藤田義光君解任決議案は否決されました。(拍手)

柳田秀一君外九名提出内閣委員長藤田義光君解任決議案を可とする議員の氏名

安宅 常彦君	阿部 昭吾君
阿部 助哉君	赤路 友藏君
井岡 大治君	井手 以誠君
井上 普方君	伊賀 定盛君
猪俣 浩三君	石川 次夫君
石野 久男君	石橋 政嗣君
板川 正吾君	枝村 要作君
小川 三男君	大出 俊君
大柴 滋夫君	大原 亨君

太田 一夫君	岡田 利春君
岡田 春夫君	岡本 隆一君
加藤 清二君	加藤 万吉君
勝澤 芳雄君	勝間田清一君
神近 市子君	唐橋 東君
川崎 寛治君	川村 継義君
河上 民雄君	河野 正君
木原津與志君	木原 実君
北山 愛郎君	久保 三郎君
久保田鶴松君	工藤 良平君
栗林 三郎君	黒田 寿男君
小林 信一君	小松 幹君
兒玉 末男君	河野 密君
神門至馬夫君	佐々栄三郎君
佐々木更三君	佐野 憲治君
佐野 進君	阪上安太郎君
實川 清之君	柴田 健治君
島本 虎三君	田中 武夫君
田邊 誠君	田原 春次君
多賀谷真稔君	高田 富之君
武部 文君	橋 兼次郎君
千葉 佳男君	戸叶 里子君
堂森 芳夫君	内藤 良平君
中嶋 英夫君	中谷 鉄也君
中村 重光君	橋崎弥之助君
成田 知巳君	西風 勲君
野口 忠夫君	芳賀 貢君
長谷川正三君	華山 親義君

昭和四十四年四月十日 衆議院會議録第二十四号 内閣委員長藤田義光君解任決議案

浜田 光人君	原 茂君	大橋 敏雄君	近江巳記夫君	小淵 恵三君	大石 八治君	坂本三十次君	櫻内 義雄君
平岡忠次郎君	平林 剛君	岡本 富夫君	沖本 泰幸君	大竹 太郎君	大坪 保雄君	笹山茂太郎君	四宮 久吉君
広沢 賢一君	福岡 義登君	北側 義一君	小濱 新次君	大野 市郎君	大橋 武夫君	志賀健次郎君	始関 伊平君
古川 喜一君	帆足 計君	鈴切 康雄君	田中 昭二君	大平 正芳君	大村 襄治君	椎名悦三郎君	塩川正十郎君
穂積 七郎君	細谷 治嘉君	竹入 義勝君	樋上 新一君	岡崎 英城君	岡本 茂君	塩谷 一夫君	重政 誠之君
堀 昌雄君	三宅 正一君	伏木 和雄君	正木 良明君	奥野 誠亮君	加藤常太郎君	篠田 弘作君	澁谷 直藏君
美濃 政市君	武藤 山治君	松本 忠助君	矢野 純也君	賀屋 興宣君	鍛冶 良作君	島村 一郎君	正示啓次郎君
村山 喜一君	森 義視君	渡部 一郎君	田代 文久君	海部 俊樹君	桂木 鉄夫君	白濱 仁吉君	進藤 一馬君
森本 靖君	八百板 正君	谷口善太郎君	林 百郎君	金子 一平君	金子 岩三君	周東 英雄君	菅波 茂君
八木 一男君	八木 昇君	松本 善明君		上林山榮吉君	神田 博君	鈴木 善幸君	砂田 重民君
矢尾喜三郎君	安井 吉典君	足立 篤郎君	阿部 喜元君	亀岡 高夫君	龜山 孝一君	鈴木 善幸君	瀬戸山三男君
柳田 秀一君	山内 広君	相川 勝六君	青木 正久君	鳴田 宗一君	飯谷 忠男君	砂原 格君	田川 誠一君
山口 鶴男君	山崎 始男君	赤城 宗徳君	赤澤 正道君	川島正次郎君	川野 芳満君	園田 直君	田中伊三次君
山田 耻目君	山中 吾郎君	赤城 宗徳君	天野 公義君	菅 太郎君	木野 晴夫君	田澤 吉郎君	田中 榮一君
山本 政弘君	山本弥之助君	秋田 大助君	荒木萬壽夫君	木部 佳昭君	木村 俊夫君	田中 榮一君	田中 角榮君
米内山義一郎君	米田 東吾君	天野 光晴君	荒松清十郎君	菊池 義郎君	北澤 直吉君	田中 正巳君	田村 良平君
依田 圭五君	渡辺 惣蔵君	荒松清十郎君	有田 喜一君	吉川 久衛君	久野 直吉君	高橋 英吉君	高橋清一郎君
渡辺 芳男君	麻生 良方君	井出一太郎君	井原 岸高君	久保田円次君	久野 忠治君	高見 三郎君	竹内 黎一君
池田 禎治君	稲富 稜人君	伊藤宗一郎君	伊能繁次郎君	草野一郎平君	久保田藤麿君	竹下 登君	谷垣 專一君
小澤 貞孝君	神田 大作君	池田 清志君	石田 博英君	熊谷 義雄君	倉石 忠雄君	谷川 和穂君	千葉 三郎君
小平 忠君	曾根 益君	一萬田尚登君	稻村左近四郎君	倉成 正君	倉内 修治君	地崎宇三郎君	中馬 辰猪君
田畑 金光君	玉置 一徳君	宇野 宗佑君	上村千一郎君	小泉 純也君	小峯 柳多君	塚田 徹君	塚原 俊郎君
永江 一夫君	永末 英一君	植木庚子郎君	白井 莊一君	小宮山重四郎君	小山 長規君	渡海元三郎君	徳安 實藏君
西村 榮一君	門司 亮君	内田 常雄君	内海 英男君	小山 省二君	河野 洋平君	床次 徳二君	内藤 隆君
吉田 賢一君	吉田 之久君	浦野 幸男君	江崎 眞澄君	河本 敏夫君	佐々木秀世君	中尾 栄一君	中垣 國男君
和田 耕作君	浅井 美幸君	遠藤 三郎君	小笠 公昭君	佐々木義武君	佐藤 榮作君	中川 一郎君	中曾根康弘君
有島 重武君	伊藤惣助丸君	小川 半次君	小川 平二君	佐藤 文生君	齋藤 邦吉君	中野 四郎君	中村 梅吉君
小川新一郎君	大野 潔君	小澤 太郎君	小沢 辰男君	斎藤 寿夫君	坂田 道太君	中村 寅太君	中村庸一郎君
						中山 榮一君	永山 忠則君

否とする議員の氏名

灘尾 弘吉君	南條 徳男君
二階堂 進君	丹羽喬四郎君
丹羽 兵助君	西岡 武夫君
西村 英一君	西村 直己君
根本龍太郎君	野原 正勝君
野呂 恭一君	羽田武嗣郎君
集梨 信行君	橋口 隆君
橋本登美三郎君	橋本龍太郎君
長谷川四郎君	長谷川 峻君
早川 崇君	原 健三郎君
広川シズエ君	廣瀬 正雄君
福家 俊一君	福田 篤泰君
藤井 勝志君	藤枝 泉介君
藤尾 正行君	藤本 孝雄君
古川 丈吉君	古屋 亨君
保利 茂君	坊 秀男君
細田 吉蔵君	堀川 恭平君
本名 武君	前尾繁三郎君
増岡 博之君	増田甲子七君
松浦周太郎君	松澤 雄蔵君
松田竹千代君	松野 幸泰君
松野 頼三君	三池 信君
三木 武夫君	三ツ林弥太郎君
三原 朝雄君	水田三喜男君
湊 徹郎君	村上 勇君
村山 達雄君	毛利 松平君
栗山 秀君	森田重次郎君
八木 徹雄君	山口 敏夫君

山下 元利君 山田 久就君
山手 満男君 山中 貞則君
山村新治郎君 早稲田柳右南君
渡辺 栄一君 渡辺 肇君

日程第一 行政機関の職員に関する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、行政機関の職員に関する法律案を議題といたします。

行政機関の職員に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十三年十二月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

行政機関の職員に関する法律

(定員の総数の最高限度)

第一条 内閣の機関(内閣官房、内閣法制局及び国防会議事務局をいう。以下同じ。)並びに総理府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、五十万六千五百七十人とする。

2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第三項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員のうち常勤の職員

二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長

三 自衛官

四 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第五条に規定する常勤の職員

(総理府及び各省等の定員)

第二条 内閣の機関並びに総理府及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

第三条 第一条第二項第四号に掲げる職員の定員は、国の経営する企業ごとに、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(内閣法の一部改正)

2 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二に次の一項を加える。

6 内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、政令で定める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

(内閣法制局設置法の一部改正)

3 内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百

五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

(国防会議の構成等に関する法律の一部改正)

4 国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項を削る。

(国家行政組織法の一部改正)

5 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十一条第二項及び第二十二條の二を削る。

(総理府設置法の一部改正)

6 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三條」を「第二十二條」に改める。

第二十三條を削る。

附則第六項を削る。

(沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法の一部改正)

7 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法(昭和四十三年法律第三十六号)の一部を次のよ

昭和四十四年四月十日 衆議院會議録第二十四号 行政機關の職員に関する法律案

六八二

うに改正する。

第二條第四項中「行政機關の職員」の定員に関する法律(昭和四十三年法律第 号)を「行政機關の職員」の定員に関する法律(昭和 年法律第 号)に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の八を削る。

(警察法の一部改正)

9 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五條を次のように改める。

第三十五條 削除

(土地調整委員会設置法の一部改正)

10 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十條中第三項を削り、第四項を第三項とする。

(首都圏整備法の一部改正)

11 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十六條第三項を削る。

(宮内庁法の一部改正)

12 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十一條を削る。

(行政管理庁設置法の一部改正)

13 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條を削る。

(北海道開発法の一部改正)

14 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八條を削る。

(防衛庁設置法の一部改正)

15 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條の見出しを「(自衛官の定数)」に改め、同條第一項及び第三項を削り、同條第二項中「前項の本庁の定員のうち、」を削り、同項を同條とする。

第三十八條第二項中「第七條第一項に規定する職員」を「防衛庁の職員」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

16 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第五項を次のように改める。

5 この法律において「隊員」とは、防衛庁の職員で、長官、防衛政務次官、防衛施設庁の総務部に置かれる調停官、防衛施設庁の勤務に勤務する職員並びに中央調達不動産審議会、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審議会の委員以外のものをいうものとす

る。

第三十三條中「防衛庁設置法」の下に「昭和二十九年法律第六十四号」を加える。

第六十六條第二項及び第七十條第三項中「防衛庁設置法第七條第一項に規定する職員」を「防衛庁の職員」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

17 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條を削る。

(科学技術庁設置法の一部改正)

18 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條を削る。

(法務省設置法の一部改正)

19 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條の十七を削る。

第十七條中「第十三條の十七に定める職員」を「法務省の職員」に改める。

(検察庁法の一部改正)

20 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條及び第三十條を次のように改める。

第二十九條及び第三十條 削除

(公安審査委員会設置法の一部改正)

21 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律

(文部省設置法の一部改正)

26 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を削る。
第四十五条を削る。

(国立学校設置法の一部改正)

27 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条・第九条」に、「職員及び職(第九条・第十一条)」を「職員及び職員(第十条・第十一条)」に改める。

第九条の前の章名を削り、同条を次のように改める。

第九条 削除

第十条の前に次の章名を附する。

第四章 職及び職員

附則中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項から第十二項までを二項ずつ繰り上げる。

(厚生省設置法の一部改正)

28 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を削る。
第三十八条を削る。

(農林省設置法の一部改正)

29 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条」を削る。

第九十一条を削る。

(通商産業省設置法の一部改正)

30 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」を削る。
第五十条を削る。

(運輸省設置法の一部改正)

31 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十三条」を削る。
第八十三条を削る。

(郵政省設置法の一部改正)

32 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。
第二十五条及び第二十六条を削る。

第二十五条及び第二十六条 削除

(電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律の一部改正)

33 電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律(昭和三十九年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第二十五条第二項に規定する常勤の職員」を「郵政省の国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法

(昭和二十九年法律第四百十一号)第五条に規定する常勤の職員」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

34 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を削る。
第二十二条を削る。

(建設省設置法の一部改正)

35 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。
第十九条 削除

(自治省設置法の一部改正)

36 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条を削る。

理 由

行政機関の定員の合理的管理を図るため、定員の総数の最高限度を定めるとともに、総理府及び各省等の定員は政令で定めるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長藤田義光君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔藤田義光君登壇〕

○藤田義光君 ただいま議題となりました行政機関の職員に定員に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、定員の合理的管理をはかるため、各省庁別に法律で定員を定めている現行法制を改めようとするものでありまして、

その第一は、公務員数の抑制をはかるため、内閣の機関並びに総理府及び各省を通ずる定員総数の最高限度を法定し、その数を現行の各省設置法等で定められている定員の合計数である五十万六千五百七十一名とすること。

第二に、定員配置の合理的、弾力的な運用をはかるため、各省別の定員はこの総数の範囲内で政令で定めるとすること。

第三に、大臣、政務次官等及び自衛官の定員は、現行どおり法律で明らかにすることとし、また、五現業の職員についても現行どおり政令で定めることとし、いずれも定員の総数の中には含まないこととすることなどであります。

本案は、二月七日日本委員会に付託、三月二十日政府より提案理由の説明を聴取した後、引き続き、本案審議の前提として、定員問題に関連する公務員並びに公営企業職員の給与改定問題等について政府の所見をただしたのをはじめ、四月八日

昭和四十四年四月十日 衆議院會議録第二十四号

行政機関の職員の定員に関する法律案

六八四

には内閣総理大臣の出席を求め、本法の制定及び運用に関する基本問題等について質疑を行なうなど、熱心な審議を行なったのであります。

〔議長退席、副議長着席〕

質疑応答のおもなものを申し上げますと、「本案は機構について何も触れておらず、行政の簡素化方策としては本末転倒ではないか」との質問に対しては、「理論的にはそのとおりであるが、各省のセクショナリズムにメスを入れ、また、総定員を抑制しつつ、合理的、弾力的な定員管理を行なうには、出血整理を防ぐための三年間五割定員削減のショック療法とともに、やむを得ない措置である」旨の答弁があり、また、「省別の定員を政令で定めるという方式では、個々の省の増員を抑えることができなくなり、結果として国会の審議権を制約することになりはしないか」との質問に対しては、「総ワクについては法律で、また、各省別の定員については予算で十分審議を仰ぐわけだから、審議権を制約することにはならないと思う」旨の答弁がありました。また、「出血整理、強制配置転換をしないという歯どめがあるのか」との質問に対しては、「出血整理など、職員と対決の姿勢では能率的な仕事はできないので、やらない。また、本人の意思に反して配置転換を行なうようなことはしない」旨の答弁がありました。また、「政府は公務員給与を考へる場合、機構の改善なり定員なりを考へざるを得ないと再三強調しているが、人事院勧告の完全実施をなぜ

やらないのか、また、公営企業に対してはどう措置するのであるか」との質問に対しては、「人事院勧告はどんなにしても尊重しなければならぬ。公営企業についても、待遇を改善しない責任だけを負擔させるようなことでは絶対いけない、善処する」旨の政府答弁がなされたのであります。その詳細はすべて速記録に譲りたいと存じます。

かくて、四月八日、本案は本年四月一日から適用するよう修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

行政機関の職員の定員に関する法律案に対する修正案(委員会修正)

行政機関の職員の定員に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

○副議長(小平久雄君) 討論の通告があります。

順次これを許します。浜田光人君。

〔浜田光人君登壇〕

○浜田光人君 私は、日本社会党を代表いたします

して、ただいま上程されました行政機関の職員の定員に関する法律案につきまして、まず、さきの国鉄運賃値上げ法案に続く今回の強行採決という、反対党の言論を抑圧して行なうこの舉手に對し、激しい憤りをもって断固反対の意思を表明し、反対討論を行なわんとするものであります。(拍手)

本法律案自体、議会民主主義の基本理念を遠くかけ離れ、単なる一片の政令で行政を行ない、行政を国民の目からおおひ隠し、反動行政を行なわんとする悪法であり、国民の名において許すべからざる法律案であることは、いまさらあらためて議論する必要のないところであります。私はこの際、内閣委員会における審議の経過と結果について、議會審議の原則を無視した自民党に強い反省を求めながら、若干の意見を交え、討論を行ないたいと存ずるのであります。

由来、行政は公共性をその本質とするものでありますから、政府は国民に対して行政の現状を常に明らかにする義務があるのであります。また、主権者たる国民の意向が行政に具体的に反映されるためにも、予算や立法と同様に、行政の組織、規模、機能ないし運用について、国民がいつでもこれを見渡せる制度にしておく義務があるのであります。これは、行政費用が国民の税金によってまかなわれているからという、ただそれだけの理由からだけではなく、行政が常に国民の監視を受けることによって、われわれが大戦中に経験した権力のファシズム化を二度と繰り返さないとい

う、いわば民主主義を守る上での基本原則に立脚しているものであります。

しかるに、本法案がねらいとする国家行政組織法第十九条の定員に関する条項の削除は、単に定員についての改正にとどまらず、国会の審議の及ばぬ行政権力の場において、行政の機構、規模、運用の全般について、一方的に改悪できるという結果をもたらすのであります。なぜならば、行政のあり方を具体的に保障しているのは、配置される公務員の人員と質によるからであります。行政のあり方、その運用について、国会の審議を封じようとするこのような政府の意図は、ひいては、軍部独裁の時代にわれわれが経験した問答無用の行政を国民に押しつけるものと断言せざるを得ないのであります。(拍手)

私は、これらのことを単なる歯どめとして申し上げていくのではないのであります。さきにわが党の渋谷委員が内閣委員会で指摘しましたように、たとえば筑波山学園都市あるいは三里塚の御料牧場の土地購入にあたっては、明らかに農地法に違反する土地の売買を、政府みずからが政令で行なっているものであります。総理は、さきの施政方針演説において、法と秩序ということばを声を大にして表明されたのであります。あなたが選ばれた閣僚が、あなたが組織された内閣が、このような法律違反を行なっている事実について、国民の前にいかなる申し開きができるのでありましようか。

なおその上に、昨年、政令によって増員された

文部省、自治省、気象庁関係の二千八百八十九名については、本年三月三十一日以降は、全くその法的根拠を失っているのではありません。政令定員という既成事実をもって国会審議に圧力を加えようとする政府の議会無視もさることながら、法的根拠もない定員をかかえ、法的根拠がないがゆえに給与を払えず、何の罪もないこの人々に生活の不安を与えている無責任さは、二重の犯罪としか言いようがないのであります。政令による行政の実態は、このようなありさまなのであります。まさに政府にとって、法律とは破るためにあるとしか言いようのないのが実態なのであります。このような政令であり、このような行政であり、このような政府であることがはつきりしている以上、国民が政府の行なう行政を信頼することができないのは、むべなるかなであります。

しかも、これに加えて、今回の改正案は、反動政策並びに反動行政への志向を明らかに内に秘めているのであります。すなわち、三年間五割削減のの中身を見ますと、各省別の定員の増減に著しいアンバランスがあり、また、省によつては、五割近い削減を受ける部門と、逆に四割の増員が行なわれる部門とがあることは、きわめて重要な点として指摘しておかなければならないのであります。特に、国民への行政サービスの中心となる技能労務職員については四千名に及ぶ削減を行なおうとしている反面、自衛官、検察官、公安職

員、局長以上の高級官僚等は逆に増員されようとして

は、さきに指摘しましたような政府の法律無視の政令による行政運用が加わる時、いかなる結果をもたらすかは容易に予測のつくところであり、す。もともと、憲法を無視して再軍備を行なつた自民党政府ではあるのではありませんが、ここに至つて行政を国民の手から奪い、さらに、国会審議の場から奪うことによつて弾圧政策、反動行政の一種の強化をはからうとしているのであります。そこには、広く国民の権利、民主主義の原則を守ろうという一片の誠意もないと断言せざるを得ないのであります。

ところで、本法案の直接の対象となるところの国家公務員は、歴代自民党政府のたび重なる労働法の改悪によつて、労働者でありながら、労働基本権たる団体交渉権を剝奪されているのであります。したが、そのような状態の中で一方的な免職、配置転換を可能ならしめる本改正案は、憲法二十八条、ひいては二十五条に保障されている労働権、生存権を奪うものであります。吉田内閣以来今まで、政府・自民党によつて労働者としての権利を奪われてきた公務員労働者に対して、国民としての基本的な権利まで放棄せよというのであります。政府はこの点について、首切り、強制配転はしない旨を表明しているのではありませんが、公務員労働者をはじめ国民は、とうてい政府の誠意ある実行を信頼することはできないのであります。そ

れは法律さえ守らぬ政府であることを承知しているからで、疑うには疑うだけの歴史的な理由があるのではありません。

すなわち、昭和二十四年、時の吉田第二次内閣は行政機関定員法を定め、二十万人の定員削減を行ない、実際に四万人の公務員の出血首切りを行ない、次いで、二十六年三万人、さらに二十九年には、臨時待命というおまけまでつけて、三万人の多数にのぼる首切りを行なつていたのであります。かくも悲惨なる体験を身にしみ味わつていく公務員労働者が、いま政府の定員削減をどのよう受けとめているか、あらためて説明を要する事柄でもないものであります。特に、三十九年、臨時行政調査会が、その発足以来指摘し続けてきた行政の民主化、天下り人事の規制など、今日の行政のガントともいふべき部分には何らの改革の姿勢も示すことなく、高級官僚の腐敗、墮落、天下りの利権あさり放任し、他方では行政の簡素化を人員の削減にすりかえるといった政府の姿勢は、信じてと言うほうが無理であります。

本来、かかる人事身分上の制度の大改革を行なうときには、まず第一に、公務員に労働三権を完全に保障し、その中で当事者間の話し合いが、国家、国民のための行政の向上でなければなりません。労働者の労働基本権は憲法の保障するところであり、さらに、さきの東京高裁の判決に示されたところでもあります。しかるに政府は、これら

労働三権に対するかたくな考えを反省することなく、あまつさえ、本来公務員労働者の権利制限の代償として設けられた人事院の給与勧告を、九回に及ぶも一度だに完全実施したためしがないのであります。口では、勧告は尊重いたします、完全実施には努力いたしますと、から念仏のごとく言っているけれども、真に公務員労働者のために考えたことが一回でもあるでしょうか。(拍手)公務員労働者が、仏の顔も三度といつて立ち上る、弾圧に弾圧、違法行為だといつて圧力を加えているのであります。このような一方的な権力行為は、世界の歴史が証明するごとく、権力によつて国民の権利が奪われていくときに、次に来たるべきものは議会制民主主義の破壊であります。本法案の中身といい、審議の経過といい、公務員の、国民の権利の剝奪以外の一体何ものでありましようか。

日本の議会制民主主義を守るため、国民と公務員の権利を守るために、本法案の撤回を強く求めて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 佐藤文生君。

〔佐藤文生君登壇〕

○佐藤文生君 私は、自由民主党を代表いたしまして、行政機関の職員に定員に関する法律案、いわゆる総定員法案につきまして、賛成の意見を述べます。本法案は、年々増加傾向にある国家公務員の定員増を抑え、その総数の最高限度を、昭和四十二年度末の国家公務員の定員である五十万六

昭和四十四年四月十日 衆議院會議録第二十四号

行政機関の職員の定員に関する法律案

六八六

千五百七十一人と法律で定めまして、各省間の配分は政令でこれを定め、行政需要の消長に伴う定員の配置転換を合理的かつ弾力的に行なうとするものであります。

現行のように、定員一人の増減でも一々法律の改正を必要とするようでは、流動する社会情勢に行政を適合させることはできません。そもそもわが国の官庁は、社会経済情勢の変動や国民福祉向上のための施設などによる新しい行政需要に対処して、機構の拡大や人員増をはかることは実に機敏であります。それはそれなりに意味のあることであります。しかし、一方ですでに存在意義を失ったものや、さして必要とはいえない部門は一向に整理しようとはしないで、温存をはかる傾向があります。ゆえに、機構や定員は年々増加し続けてまいりました。そこで、総定員法の制定をいままこそ急ぎ、不急不要な部門から必要な部門、たとえば国立学校の教職員あるいは国立病院の看護婦、登記所、特許庁の事務員など、国民生活にとってどうしても増員が必要な部門に定員を回す等の合理的な定員の配置転換を行なうとともに、各省のセクシヨナリズムを押えて、無秩序な機構や人員の膨張を防がねばなりません。本法運用にあたって、向こう三年間に五〇、約四万五千人の定員削減措置は、定員の総数をふやさず、自然退職による欠員不補充の方式をとることによって、出血整理を行わずして当面の行政需要に対処せんとするものであります。その結果、労働過重にな

らないようにするためには、各省庁の事務の合理化が急速に促進されなければなりません。

本法は、国家公務員三十五万人を減らせたあの昭和二十九年以来、初めての意欲的な行政改革法であります。しかも注目すべき点は、戦後三度にわたって大削減を行なったとき、現実に出血整理を行なった荒療治でありましたけれども、今回は、人員を直接整理するものではなく、欠員を補充しないという方法をとるのであります。わかりやすく言えば、ほうっておけば毎年一万三千人、予算にして百三十億円もふえ続ける国家公務員を欠員不補充のワク内でもかかない、実質的には、現在数以下で押えようというものであります。一方で総定員法、片方で五〇の削減措置、この両々相まわりの定員管理こそ、流動的社会に適合する画期的な行政改革案であると信じて疑いません。いままでも法律で定められてきたものを政令にまかすことは、国会の審議権を軽視するものであるとの意見がありました。定員の最高限は国会で審議することになっており、各省別の定員は毎年度の予算で十分審議ができますので、その懸念は全くありません。米、英、仏、伊、西独、これらの諸国でも定員は予算で定めており、予算のほかには法律で定める制度をとっている国はないのであります。さらに、本法の運用にあたって、各省別の定員を政令で定めるといふことになる、出血整理や強制配置転換が行なわれるのではないかという意

見がありました。しかし、さきの内閣委員会において、「欠員不補充措置と行政需要にマッチした定員配置の実現によって、出血整理の事態が避けられ、なお本人の意思を尊重する」という佐藤総理、荒木行政管理局長官、床次総理府総務長官より明快な答弁がありました。したがって、まじめに仕事をなさっている公務員諸君の御心配は一切不要でございます。(拍手)

要するに、現在までの制度は、終戦後の首切り整理時代にできたものであって、戦後二十年以上たった今日、情勢は大きく変化をして、もはやこれを維持する意義は失われつつあります。古き衣を捨てて広い視野を持ち、筋道を通す公務員の特性を遺憾なく発揮して、緻密な行政的マネージメントを要求される時代がやってきました。少数精鋭主義による能率的行政運営、そのことが、結果として公務員の十分なる待遇改善、すなわち、人事院勧告完全実施への最短距離であるということに信じております。

以上をもちまして、本法案の成立に心からなる賛意をあらわしまして、賛成討論を終わります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 鈴切康雄君。

○鈴切康雄君登壇

○鈴切康雄君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となっており行政機関の職員の定員に関する法律案に対し、反対の討論を行ないます。

行政機構の合理的な簡素化と能率向上は、長年にわたる国民の強い要請であり、この実現は政府に課せられた責任であります。しかるに、佐藤総理は、総理就任以来、機会あるごとに行政改革の実現を国民に公約し続けてまいりましたが、その実態は、官僚政治の悪弊を改善する努力と意欲を全く欠き、いたずらに各省庁のセクシヨナリズムにまかせ、行政機構の膨大化、複雑化をただ傍観していたにすぎません。このことは、佐藤内閣の本質ともいふべき公約の不履行、国民不在の政治姿勢を明らかに示しているばかりか、佐藤総理の指導力のなさを如実に物語っているものであります。(拍手)特に、二年七カ月の歳月と約二億円の国費をもって行なわれた画期的な臨時行政調査会の答申が、四年以上も過ぎた今日、何ら生かされておらず、十六項目にわたる改革意見がほとんど然に処せられ、根本的行政改革の姿勢がうかがわれない事実、国民の名において追及されなければなりません。

政府は、今度提出した総定員法が、あたかも行政改革にきわめて重要であるかのごとく言っておりますが、行政の簡素化、能率化を押し進めるための根本策でないばかりか、国民を欺瞞しながら、かえって行政改革に名をかり、公務員労働者の基本権を侵害する本法案の提出には、全く納得がいけないのであります。また、佐藤総理は、思いついた簡素化をすべきだというのは国民の声であり、私はこういうショック療法をやむを得ない

と、過日の内閣委員会で答弁をしております。しかし、昨年の一省庁一局削減の際にも、ショック療法であると申し上げましたが、はたしてどのような効果があったといえるでありませんか。ショック療法というあいまいなことをもって、国民の正しい理解をことさらにそらす佐藤総理の詭弁に対して、深い憤りを禁じ得ないものであります。(拍手)

以下、総定員法の反対の理由を、数点にわたって申し上げます。

第一は、政府の定員管理に対する姿勢であります。

昭和三十六年には、首切り法といわれた行政機関職員定員法を廃止し、現行のように各省設置法の中に定員規定を置くようにする法案が提出されました。その際の政府の提案理由は、「定員というものは、本来組織の規模を示す尺度であり、行政機関の規模は機構と職員の定員により規制されるべきものでありますから、従来のように定員のみを切り離して規定するのは適当でない」というものであります。しかし、政府は、この考えを平然とくつがえし、全く逆の立場においてこのたびの法案を提出したことは、明らかに一貫した定員管理に対する政策を欠いていることをみずから露呈したものであります。私たちは、このような政府の豹変する態度と、そのつど都合のよい理由をつけて、表面だけの制度を改めるようなことに賛成することはできないのであります。(拍手)

第二には、本案を政令にゆだねることは、事実上総理の権限強化、国会審議の軽視につながることであります。これは権力の乱用と集中化をもたらす結果となります。

この総定員法が各省のセクショナリズムを排する効果を持っているなどという宣伝は、佐藤内閣のごまかしであり、国会の審議の目的屈かないところで、いままで以上に各省庁の定員獲得合戦が行なわれ、大臣の力関係によって定員がきめられることも容易に予測できることで、むしろ各省のセクショナリズムは、さらに一段と激しさを増すことは間違いないと考えられるのであります。

(拍手)行政需要の消長に対する判断が総理並びに内閣のみにまかされることになれば、過去の政治姿勢を見ても、国民の要求するサービス部門への適正な定員配置ができなくなることは明らかであります。たとえば、国立病院、療養所は全国で三百カ所もありながら、看護婦の不足はおびただしく、昭和四十年五月、人事院の夜勤制限と労働過重の軽減をはかるための判定に基づいて、本年度は、その趣旨から、厚生省は七百名を要求したにもかかわらず、わずかに二百六十一名の増員しか認められず、一病院に一人も満たないという状態となっており、一方、自衛官の増員に対しては、防衛という名目のもとに七千七百名という大幅な増員を試みようとする政府の考えは、口では国民のための行政を確保すると言いながら、行政

需要の消長の判断を誤り、大衆福祉をさておくばかりか、人命にも影響する重大な問題をないがしろにしているといわざるを得ないのであります。

行政需要の消長の判断が力関係によって左右されるという弊害を除こうというならば、臨調答申や行政監理委員会の指摘のとおり、内閣の調整機能を強化することをまずはおこなうべきであり、さらに、きめこまかく国会の審議を仰ぐのは当然であります。行き当たりばったりの本案提出は、国会審議を制約するばかりか、まさに主客転倒といわざるを得ないのであります。(拍手)

第三には、この法案が公務員労働者の基本権を侵害するおそれがあることであります。

公務員の定員を三年間で五割削減するというところであります。この削減が機構の簡素化、合理化を伴わないものでありますから、その当然の結果として、公務員労働者の労働過重あるいは不当な配置転換をもたらすことになるのであります。そして政府は首切りはしないといっておりますが、不当な配置転換、労働過重などが退職すなわち、事実上の首切りにつながることは明らかであります。もしも年々の退職者や欠員などから定員を削減するということであれば、これは現在の欠員を補充方式で十分できることで、現行設置法による形式を、ことさらに改める必要は毛頭ないのであります。(拍手)しかも、いままで歴代の自民党政府は、公務員労働者の労働基本権の代償として設けられた人事院勧告を一度も完全実施すること

なく、今日まで弾圧による不当な処置をとり続け、てまいました。さらに、この公務員給与の不完全実施をそのままにしておきながら、基本権が侵害されるような法案を提出したことは、公務員労働者に対する人権侵害であり、断じて許すことはできないのであります。(拍手)

以上、反対の理由を申し述べましたが、わが党は、行政機構の簡素化、合理化を断行し、国民のための行政機構の確立は急務であることを再三主張してまいりました。総理並びに政府は、本法案を撤回し、もって誠意と責任ある態度を強く要望して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 小澤貞孝君。

「小澤貞孝君登壇」

○小澤貞孝君 私は、民社党を代表いたしました。行政機関の職員の定員に関する法律案について、賛成の討論をいたしたいと思っております。(拍手)その前に、過日の運輸委員会における審議について、今次内閣委員会の審議といい、かかる事態が今後も続くならば、かの暴力学生と何ら選ぶところがなく、議員みずからが議会の権威をそこない、政治不信を招き、議会主義の墓穴を掘ることとなることは、火を見るよりも明らかであります。(拍手)重要法案の審議のたびごとにかかる事態が繰り返されてよいものでありませんか、まことに遺憾なこととございます。議会主義の擁護は、一党一派の問題ではなくして、党派を越えて真剣に取り組まなければならない課題であると考

えるわけでありませう。(拍手)

さて、わが党は、内閣委員会におけるあのような混乱から、わが党が討論に加わる機会を得ずして、わが党の意思表示ができていなかったことは、まことに遺憾でございます。

わが党は、委員会において、次のような附帯決議を用意しておりました。念のためにこれを読み上げたいと存じます。

一、本法の運営にあたっては、本法に直接関係ある行政官庁、大蔵省、総理府、人事院はもとより、関係機関と緊密な連絡をとり、運営の万全を期すること。

二、事務量の増減と事務の機械化を推進し、簡素にして、能率的行政を行なうようつとめること。

三、本法の施行にあたって、万一配置転換が行なわれるようなことがあるならば、必要な職員の再教育はもとより、職員団体との間に事前協議を行なうこと。

四、人事院勧告を完全実施し、職員の処遇の万全を期すること。

以上であります。(拍手)

第一項は、総定員法は、役人のセクト主義の排除に役立つ反面、総理大臣に大きな権限を与えられるが、あくまで権力の集中と乱用を排除する、こういう趣旨からであります。第二項以下は、行政機関に従事する職員の労働基本権を守り、労働強化を防止し、処遇の改善を期するためであります。

この附帯決議は実現を見ませんでした。委員会の質疑を通じて、各項目にわたって、政府はこの趣旨を生かして本法の執行に当たることが明らかにされたのであります。

中でも、第二項の、職員の労働過重を防ぐための事務量の増減については、今後とも、簡素にして能率的な行政を行なうことについては、政府から今後一そう強力に推進するという言明がございました。

また第三の、今日職員が最も不安を抱えている点については、首切りは行なわれない、強制配転は行なわれないという明確な言明はもとよりであります。が、配置転換等の不安についても、万が一、将来そのような事態が起こったとしても、当該職員団体との事前協議を十分に行なうことが明らかにされました。そののみならず、本法に基づいて他省庁に多くの配転が行なわれるようなことが起きたときにおいては、その配置転換の基準等については、国家公務員法第八八条の五にいう「その他の勤務条件」に該当して交渉権があるということも、人事院並びに法制局より法的に明らかにされたのであります。

しかし、ここでも「交渉」といい、あるいはまた協議といひ、労使の不信の間ではその機能を十分に発揮することはできないわけでありませう。今日、特に人事管理体制の不備によって、労使相互間の不信は一朝一夕に除去できるものではないと、よくいわれるように、労使は鏡だといわれます。経営管理者の姿勢が労働者に、また、労働者の姿勢が経営管理者に反映することを言うわけでありませう。今後は、労使の努力によって相互信頼を打ち立てる中で、交渉といひ、協議といひ、その機能を十分発揮できるようつとめなければならぬことは当然であります。(拍手)

以上、本法施行によってマイナスの面だと危惧される多くの点については、委員会の質疑を通じて、

じ、また、今後職員団体と政府の努力によって解消できるものと考える次第であります。

おおよそ、ある法律、制度が存在するからには、それなりの理由がございます。各省設置法で定員がきめられるという制度も、それなりの理由が存在しております。だがしかし、激しく変容しつつある社会、経済条件に適應する行政のあり方を考えるときに、その組織、機構と、それを動かす人の配置は弾力的、機動的でなければなりません。(拍手)民間企業にあつては、国際化と技術革新の中にあつて、常に機構の改革に取り組み、それに應ずる人員の配置を行なっております。つまり、流動性ある組織をつくり、流動的な人材を開発し、流動的な人事の交流を行なっております。機構や設備が新鋭であればよいというだけでは済まされないものであります。幾種類かの部門の管理を総合的に行なうということになれば、機構は常に複雑となり、膨張する宿命を持っております。これに対して果敢に挑戦をしております。毎日が機構の縮小と再編の戦いであるわけでありませう。かくして初めて、激しく移り変わる技術と国際情勢の中にあつて、企業はたくましく成長することが可能であるわけでありませう。このような目で現在の役所の機構と人事管理を見るならば、封鎖的、硬直的、保守的な機構と管理の中に埋没しておると称しても過言ではありませう。(拍手)

今日、わが国は高度産業社会から、さらに高度知識産業社会へと発展しつつあるのであります。そのような社会、経済の動きの中で、われわれはその優良なるにふさわしく、保守的なものの見方に対して挑戦しなければならぬと考えるわけ

あります。(拍手)。かかるものの見方からするならば、今次総定員法の中には、従来の官僚的発想にいとまんとする意欲を受けとめることができるわけでありませう。だが、まだ残念ながら、それにふさわしい行政の機構ができておりません。それにふさわしいものの見方が、そのにない手の中に定着いたしていません。こういうことが、この総定員法の審議を混乱させた原因であらうと思ひます。そうはいっても、人間は、本来、本質的に保守的であります。変化には本能的に抵抗するわけでありませう。(拍手)特に、労働組合、職員団体は、その機能から考えて、保守的、現状維持的になるのは、けだし当然であります。(拍手)われわれが本法の検討にあつて、職員の教育、訓練といふことを重視したのは、新しい職種に変わっていくための技能訓練や行政知識という技術的なものばかりを言っているのではありませう。硬直したものの方を、硬直したイデオロギーで物を見ておつては、産業構造の変化に対応できないのであります。(拍手)もっと流動的なものの見方ができるような教育が必要だと言っているの

であります。わが国家公務員の生産性を欧米並みに引き上げることが最後に必要だと考えます。国家公務員一人当たりの予算執行額と比較するときに、欧米先進国のその半分以上であります。これを、少なくとも欧米の生産性まで高めることが必要だとわれわれは考えます。そのためには、機構や事務処理の合理化、簡素化等、合理化の本質である無理、むだ、むら、こまりものを排除することが必要であらうと存じます。(拍手)そのための行政全般の改革を積極果敢に推進しなければならませ

ん。それに加えて、事務の機械化、近代化等、公務員労働者の資本装備を高めなければなりません。

最後に、わが党が終始要求してきた公務員の処遇についてであります。

人事院の勧告さえ無視して、公務員に多くを求めることは不可能であります。政府の勇断を望んでやみません。よい機構と人事行政、高い労働装備率のもとで、高い労働生産性のある、創造的で積極的な参加意欲のある公務員こそが、望まれる公務員像であります。(拍手)これが国民の声、天の声であろうと思います。何とぞ本法の成立によって、この国民の声が一步たりとも実現されるように望んでやみません。

以上をもって、民社党を代表いたしましての賛成討論といたします。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて討論は終局いたしました。

行政機関の職員に関する法律案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開扉。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百四十

可とする者(白票)

〔拍手〕

否とする者(青票)

〔拍手〕

○副議長(小平久雄君) 右の結果、行政機関の職員の定員に関する法律案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

行政機関の職員に関する法律案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

足立 篤郎君	青木 正久君	赤澤 正道君	荒木萬壽夫君	有田 喜一君	伊藤宗一郎君	池田 清志君	一萬田尚登君	宇野 宗佑君	植木庚子郎君	内海 英男君	小川 半次君	小澤 太郎君	小淵 恵三君	大竹 太郎君
阿部 喜元君	赤城 宗徳君	天野 光晴君	荒松清十郎君	井原 岸高君	伊能繁次郎君	石田 博英君	稲葉 修君	上村千一郎君	白井 莊一君	浦野 幸男君	小川 平二君	小沢 辰男君	大石 八治君	大坪 保雄君

大野 市郎君	大橋 武夫君	進藤 一馬君	周東 英雄君
大平 正芳君	大村 襄治君	菅波 茂君	鈴木 善幸君
岡崎 英城君	岡本 茂君	砂田 重民君	砂原 格君
奥野 誠亮君	加藤常太郎君	瀬戸山三男君	園田 直君
加藤 六月君	賀屋 興宣君	田澤 吉郎君	田中伊三次君
鍛冶 良作君	海部 俊樹君	田中 榮一君	田中 角榮君
桂木 鉄夫君	金丸 信君	田中 正巳君	田村 良平君
金子 一平君	金子 岩三君	高橋 英吉君	高橋清一郎君
上林山榮吉君	神田 博君	高見 三郎君	竹内 黎一君
龜岡 高夫君	龜山 孝一君	竹下 登君	谷垣 專一君
鴨田 宗一君	飯谷 忠男君	谷川 和穂君	千葉 三郎君
川島正次郎君	川野 芳満君	中馬 辰猪君	塚田 徹君
木野 晴夫君	木部 佳昭君	塚原 俊郎君	坪川 信三君
木村 武雄君	木村 俊夫君	渡海元三郎君	徳安 實藏君
菊池 義郎君	北澤 直吉君	床次 徳二君	内藤 隆君
久野 忠治君	久保田円次君	中尾 栄一君	中垣 國男君
草野一郎平君	熊谷 義雄君	中川 一郎君	中曾根康弘君
倉石 忠雄君	藏内 修治君	中野 四郎君	中村 梅吉君
小泉 純也君	小峯 柳多君	中村 寅太君	中村庸一郎君
小宮山重四郎君	小山 長規君	中山 榮一君	永山 忠則君
小山 省二君	河野 洋平君	灘尾 弘吉君	南條 徳男君
河本 敏夫君	佐々木義武君	二階堂 進君	丹羽喬四郎君
佐藤 榮作君	佐藤 文生君	丹羽 兵助君	西岡 武夫君
齋藤 邦吉君	斎藤 寿夫君	西村 英一君	西村 直己君
坂田 道太君	坂本三十次君	野田 武夫君	野原 正勝君
櫻内 義雄君	笹山茂太郎君	野呂 恭一君	葉梨 信行君
四宮 久吉君	志賀健次郎君	橋口 隆君	橋本登美三郎君
始関 伊平君	権名悦三郎君	橋本龍太郎君	長谷川四郎君
塩川正十郎君	塩谷 一夫君	長谷川 峻君	早川 崇君
重政 誠之君	篠田 弘作君	原 健三郎君	広川シズエ君
澁谷 直藏君	島村 一郎君	廣瀬 正雄君	福家 俊一君
正示啓次郎君	白濱 仁吉君	福田 一君	藤井 勝志君

昭和四十四年四月十日 衆議院會議録第二十四号 行政機関の職員に關する法律案 朗読を省略した議長の報告

藤枝 泉介君	藤尾 正行君
藤田 義光君	藤本 孝雄君
古川 丈吉君	古屋 亨君
保利 茂君	坊 秀男君
細田 吉藏君	堀川 恭平君
本名 武君	前尾繁三郎君
増岡 博之君	増田甲子七君
松浦周太郎君	松澤 雄藏君
松田竹千代君	松野 頼三君
松村 謙三君	三池 信君
三木 武夫君	三ツ林弥太郎君
三原 朝雄君	水田三喜男君
湊 徹郎君	村上 勇君
村山 達雄君	毛利 松平君
栗山 秀君	森下 國雄君
森田重次郎君	八木 徹雄君
山口 敏夫君	山下 元利君
山田 久就君	山中 貞則君
山村新治郎君	早稻田柳石高君
渡辺 栄一君	渡辺 肇君
麻生 良方君	池田 頑治君
稻富 稜人君	小澤 貞孝君
神田 大作君	小平 忠君
曾称 益君	田畑 金光君
玉置 一徳君	中村 時雄君
永江 一夫君	永末 英一君
西村 榮一君	門司 亮君
吉田 賢一君	吉田 之久君
和田 耕作君	
否とする議員の氏名	
安宅 常彦君	阿部 昭吾君
阿部 助哉君	赤路 友藏君
井岡 大治君	井手 以誠君
井上 替方君	伊賀 定盛君
猪俣 浩三君	石川 次夫君
石野 久男君	石橋 政嗣君
板川 正吾君	枝村 要作君
小川 三男君	大出 俊君

大衆 滋夫君	大原 亨君
太田 一夫君	岡田 利春君
岡田 春夫君	岡本 隆一君
加藤 清二君	加藤 万吉君
勝澤 芳雄君	勝岡田清一君
神近 市子君	唐橋 東君
川崎 寛治君	川村 義義君
河上 民雄君	河野 正君
木原 実君	北山 愛郎君
久保 三郎君	久保田鶴松君
工藤 良平君	栗林 三郎君
黒田 寿男君	兒玉 末男君
河野 密君	神門至馬夫君
佐々栄三郎君	佐野 憲治君
佐野 進君	實川 清之君
柴田 健治君	島本 虎三君
田中 武夫君	田邊 誠君
田原 春次君	多賀谷眞稔君
高田 富之君	武部 文君
橋 兼次郎君	千葉 佳男君
戸叶 里子君	堂森 芳夫君
内藤 良平君	中澤 茂一君
中谷 鉄也君	中村 重光君
橋崎弥之助君	成田 知巳君
西風 勲君	野口 忠夫君
芳賀 貢君	長谷川正三君
華山 親義君	浜田 光人君
原 茂君	平岡忠次郎君
平林 剛君	広沢 賢一君
福岡 義登君	古川 喜一君
帆足 計君	穂積 七郎君
細谷 治嘉君	堀 昌雄君
松本 七郎君	三宅 正一君
武藤 山治君	村山 喜一君
森 義親君	森本 靖君
八百板 正君	八木 一男君
八木 昇君	矢尾喜三郎君
安井 吉典君	柳田 秀一君

山内 広君	山口 鶴男君
山崎 始男君	山田 耻目君
山中 吾郎君	山本 政弘君
山本弥之助君	米内山義一郎君
米田 東吾君	依田 圭五君
渡辺 惣蔵君	渡辺 芳男君
浅井 美幸君	有島 重武君
伊藤惣助丸君	小川新一郎君
大野 潔君	大橋 敏雄君
岡本 富夫君	沖本 泰幸君
北側 義一君	小濱 新次君
鈴切 康雄君	田中 昭二君
樋上 新一君	伏木 和雄君
正木 良明君	松本 忠助君
渡部 一郎君	田代 文久君
谷口善太郎君	林 百郎君
松本 善明君	

○西岡武夫君 本日の議事日程に掲げられた國務大臣の演説は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○副議長(小平久雄君) 西岡武夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のごとく決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時二分散会

出席國務大臣 國務大臣 荒木萬壽夫君

參議院に通知した。	
所得税法の一部を改正する法律	
租税特別措置法の一部を改正する法律	
(通知書受領)	
一、昨九日、參議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。	
日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に關する協定の締結について承認を求めるの件	
日本国とユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件	
一、昨九日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	
地方税法等の一部を改正する法律	
(常任委員兼任)	
一、去る八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	
内閣委員	
三池 信君	吉田 之久君
赤城 宗徳君	井出一太郎君
松澤 雄蔵君	永末 英一君
加藤 六月君	桂木 鉄夫君
木村 武雄君	田澤 吉郎君
地方行政委員	
小濱 新次君	樋上 新一君
桂木 鉄夫君	赤城 宗徳君
外務委員	
毛利 松平君	中曾根康弘君
大蔵委員	
西岡 武夫君	石田 博英君
文教委員	
広川シズエ君	有島 重武君
井村 重雄君	
社会労働委員	
井村 重雄君	八木 昇君
山村 重雄君	田澤 吉郎君
山田 耻目君	米内山義一郎君
淡谷 悠蔵君	

農林水産委員

米内山義一郎君
山田 耻目君
松澤 雄藏君大野 潔君
田澤 吉郎君

運輸委員

加藤 六月君

井出一太郎君

通信委員

安宅 常彦君

八木 昇君

予算委員

木村 武雄君

三池 信君

決算委員

石田 博英君
三ツ林弥太郎君中曾根康弘君
毛利 松平君

地方行政委員

有島 重武君
小濱 新次君

文教委員

木村 武雄君
桂木 鉄夫君
田澤 吉郎君
井出一太郎君
三池 信君永末 英一君
加藤 六月君
吉田 之久君
赤城 宗徳君
松澤 雄藏君

地方行政委員

有島 重武君
赤城 宗徳君大野 潔君
桂木 鉄夫君

外務委員

中曾根康弘君

毛利 松平君

大蔵委員

石田 博英君

西岡 武夫君

文教委員

井村 重雄君
広川シズエ君

小濱 新次君

社会労働委員

田澤 吉郎君

渋谷 悠蔵君

米内山義一郎君
八木 昇君
山田 耻目君
米内山義一郎君
田澤 吉郎君井村 重雄君
山田 耻目君
樋上 新一君
松澤 雄藏君

運輸委員

井出一太郎君

加藤 六月君

通信委員

八木 昇君

安宅 常彦君

予算委員

三池 信君

木村 武雄君

決算委員

三ツ林弥太郎君
石田 博英君毛利 松平君
中曾根康弘君

地方行政委員

有島 重武君
小濱 新次君

文教委員

木村 武雄君
桂木 鉄夫君
田澤 吉郎君
井出一太郎君
三池 信君永末 英一君
加藤 六月君
吉田 之久君
赤城 宗徳君
松澤 雄藏君

地方行政委員

有島 重武君
赤城 宗徳君大野 潔君
桂木 鉄夫君

外務委員

中曾根康弘君

毛利 松平君

大蔵委員

石田 博英君

西岡 武夫君

文教委員

井村 重雄君
広川シズエ君

小濱 新次君

社会労働委員

田澤 吉郎君

渋谷 悠蔵君

一、昨九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

地方陸上交通事業整備法案（久保三郎君外十一名提出）

内閣委員長藤田義光君解任決議案（柳田秀一君外九名提出）

（委員会審査省略要求書受領）

一、昨九日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

内閣委員長藤田義光君解任決議案

（議案付託）

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第九四号）

産業公害対策特別委員会 付託

（条約送付）

一、去る八日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めの件

（議案送付）

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

（議案通知）

一、去る八日、次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

所得税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

（条約通知書受領）

一、昨九日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方税法等の一部を改正する法律案

（質問書提出）

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

行政機関政府職員の見定員に関する質問主意書（谷口善太郎君提出）

（答弁書受領）

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松本善明君提出安保条約と防衛問題等に関する質問に対する答弁書

安保条約と防衛問題等に関する質問主意書

右の質問主意書は提出する。

昭和四十四年三月二十五日

提出者 松本 善明

衆議院議長 石井光次郎殿

安保条約と防衛問題等に関する質問主意書

日米安保条約の「固定期限終了」期をひかえ、沖縄返還問題と関連して、あらためて現安保条約の諸問題が国会で論議されている。

わたくしは、国会論議のなかでは十分明確にならなかつた諸問題について、以下政府の見解をたずねるものである。

一 政府は安保条約の「長期堅持」を言明しているが、どのようなかたちにするかはまだきまつていないとしている。

最近沖縄返還問題の論議のなかでこの問題が提起されているので、さらに政府の見解をききらかにするため以下質問する。

1 佐藤首相は三月十日の参議院予算委員会で

昭和四十四年四月十日 衆議院會議録第二十四号

朗読を省略した議長長の報告

「(沖縄に関する) 特別なとりきめをすれば安保の改定になる」と答えている。

これは、安保条約の条文はそのままでも、交換公文、沖縄返還協定などによつて岸・ハーター交換公文の内容に制約を加える特別のとりきめがおこなわれれば、事実上も法制上も安保条約改定であるという趣旨か。

2 佐藤首相は同委員会(「沖縄が」)その機能をそのまま今後持続するということになればたいへんな変化である。それが条約改定なしにせういうものがあろうとは思わない」と答へ、十一日の同委員会「安保条約は堅持する。……どういふ形で堅持するかはまだきめていない」と答えているが、首相の考えている「安保条約堅持」とは、安保条約の本文改定の場合もあるということか。

3 共同声明あるいは特別のとりきめをおこなうことによつて、現行安保条約の第十条の効力を変更することはできるか。

二、沖縄返還に関連して「事前協議」に承諾を与える日本政府の「基準」が論議されているが、政府の言明によれば「事前協議」に該当する事例は過去一度もなかったとしている。

佐藤首相は三月十一日の参議院予算委員会「事前協議を沖縄返還によつてゆるめることはしない」と答えているが、過去において適用のなかった「事前協議」をどのような「基準」からゆるめないのであるか、その「基準」について以下質問する。

1 「非核三原則」は「事前協議」に承諾を与える「基準」となっているか。

2 昭和四十三年三月十二日の衆議院予算委員会第二分科会で三木外相は「(事前協議で)日本自身がそれ(戦闘作戦行動)を認めるというときには、日本の自衛のためである。それだけの危険が日本に迫つたという事態であろう。日本にたいして重大な脅威が生じ広い意味で日本の自衛手段を必要とするような時期

である」と答えているが、これは「事前協議」に関する政府の「基準」であるか。

3 岸・ハーター交換公文によれば、戦闘作戦行動の事前協議は第五條の場合を除く外される。前項における米軍の出動と第五條による米軍の出動とを区別する「基準」はどのようなものか。

三 最近の政府の言動を見ると自衛権を拡大解釈して憲法の平和的条項をなしくずしに改悪しようとする意図があらわであるので、「海外派兵」「憲法上もこのことのできる兵器」について、政府の見解をたずねるため以下質問する。

1 三月十日の参議院予算委員会高辻法制局長官は、海外派兵と憲法の関係について「海外派兵を、自衛権の限界をこえた海外における武力行動という定義を下すことになれば、自衛権の限界を越えなないものはよろしい」「要するにそれが自衛権発動の三要件に該当する場合であるかだけにかかると問題であらう」と答えている。

これは自衛権発動の三要件に該当する場合には海外における武力行動も合意であるということか。

2 昭和二十七年十一月二十五日に内閣法制局が示した「戦力に関する統一見解」によれば「憲法第九條第二項は侵略の目的たる自衛の目的たるを問はず、戦力の保持を禁止している」となっている。

この見解はその後変更されたか。変更したとすればいつから変更しているか。

3 昭和四十四年三月十日の参議院予算委員会において高辻法制局長官は「今後兵器の発達によつてその兵器が性能から見てもつぱら防衛の用に供するものであるか、侵略の用に供するものであるか、あるいはその区別のつかないものがふえるであろう。そういうものについては、使用するものの意思によつて制約を加える以外に方法はない」という趣旨の答弁をしている。

これは、自衛のために使用する意思をもつてさえおれば、もつぱら侵略の用に供する以外にない性能をもつた兵器のほかに憲法上もつことを許されるということか。

4 これは「自衛の目的である」と戦力の保持を禁止したものでないか。

四 政府は今国会で「米軍の軍事行動で過去において国連憲章にもとづかないものはなかつた」と明言し、国連に認められないことを米軍はやるはずがないという立場に立つている。

「米軍の国連憲章にもとづく軍事行動」については憲法第五十一條に規定された集団的自衛権をどのように判断するかにかかってくる問題であり、集団的自衛権の概念を明確にする必要がある。

国連憲章第五十一條にもとづく集団的自衛権の発動の要件をあらわかにしたので以下について政府の見解を示されたい。

1 内乱の場合、憲章第五十一條にある「武力攻撃の発生」にあたるか。

2 「武力攻撃の発生」があつた国からの要請があれば、その国との間に条約上の約束がない場合でも集団的自衛権を発動することができるか。

3 「武力攻撃の発生」があつた国との間に集団的自衛権を行使する条約上の約束があれば、その国からの要請がなくても発動することができるか。

4 「武力攻撃の発生」があつた国からの要請がなく、またその国との間に集団的自衛権の行使についての条約上の約束がない場合で、なおかつ集団的自衛権を発動できる場合があるか。あるとすれば例示されたい。

5 昭和四十四年二月二十六日の衆議院予算委員会第二分科会で佐藤条約局長は「アメリカのベトナムにおける軍事行動はSEATO条約にもとづく集団的自衛権の発動である」と答えているがこれは政府の公式見解であるか。このような見解をとる根拠を示されたい。

「事前協議条項に関する政府の憲法解釈が、憲法の平和的条項をさらに空文化するものであると考えるので、とくに「日本国から行なわれる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用」を米軍に許す場合の日本国憲法との関係について、政府の見解をたずねるため以下質問する。

1 二月十日の衆議院予算委員会高辻法制局長官は「ベトナムの問題であらうと、あるいはどこかの問題であらうと国連憲章の認める行動の範囲内のものであれば、米軍の日本国からの戦闘作戦行動に基地を使わせることは憲法の精神からいって問題にならう」という趣旨の答弁をしている。

これをさらに日本の自衛との関連で質問した二月二十六日の衆議院予算委員会第二分科会において、愛知外相と佐藤条約局長は「米軍の集団的自衛権の行使であれば、日本の自衛と関係なくとも日本を基地とする戦闘作戦行動にイエス」ということは憲法上はできる」と答えたが、これは政府の公式見解であるか。

2 日本国から行なわれる戦闘作戦行動は、その主体が米軍であつたとしても、それを日本政府が諸島の権限を行使して許す限り日本の意思が参加する行動である。

昭和三十五年のいわゆる安保国会において岸首相は「(現条約(旧安保)ではアメリカ軍の行動については日本政府としてはなんらの意思表示がでない。アメリカの思うままに行動ができる。……今回の条約においてはそういう場合、日本に事前に協議して日本の承諾をえなければ米軍は行動できないという制約が設けられている(昭和三十五年三月十一日安保特別委員会)」と答へ、高橋条約局長も「アメリカは他国の主権や管轄権を無視して自衛権を行使できるというものではない。日本の主権下にある施設・区域からアメリカの自衛権が行使される場合、当然日本の主権管轄下にあるのであり、われわれは日本の権能として、事前協議でノーということができる」と答えている。

(昭和三十五年四月二十七日安保特別委員会)

このように日本政府は「日本国から行なわれる戦闘作戦行動」を米軍に許すか、それと

も拒否するかという明確な権限をもつておりこれに反する米軍の行動は「重大なる条約義務違反である」(昭和三十五年四月二十八日安保特別委員会高橋条約局長)としている。このように権限は「砂川判決」の判断の基礎になった旧安保条約にはなかつたものである。

また「事前協議」条項について岸首相は「今回のこの事前協議の場合において、日本のこれに対する態度というものは、日本の平和と安全という点に直接に、またきわめて緊密な関係を持つてゐるような事態に對しては米軍の基地使用を認めるが、そうでない場合はこれを拒否する」(昭和三十五年五月十二日安保特別委員会)と答へてゐる。

われわれはこの答弁についても違憲であると考え、(現安保条約は国会で承認されたからその範囲内の行動は合憲)とする立場から見て、この岸首相答弁をも含めた「承認」であつて、米軍の集団的自衛権の行使としての、日本国から行なわれる戦闘作戦行動を承認する日本政府の行為がすべて合憲であるとする根拠にはならない。

日本政府が「事前協議」で承諾を与える権限の行使にあつては、歴代外相が言明してゐる報復攻撃のおそれを感じなければならず、そのうえで憲法前文の「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすること」及び憲法第九条の「国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」という条項にてらして判断しなければならぬ。これを憲法上許されることとはとうてい考えられないものである。

日本の自衛と関係のない米軍の集団的自衛権の行使としての日本国から行なわれる戦闘作戦行動のために、日本を基地として許すことが憲法上許される政府の行為であるとする根拠を、前述の政府答弁の経過を考慮にいれて明確に示された。

3 いわゆる安保国会以来歴代政府は「事前協議」の運用は重大な主権行為であるとして自主的におこなふことを言明してきた。政府の言明によれば「事前協議」の諾否の決定にあつては、国連憲章に適合するかどうかが、日本国憲法に適合するかどうかを考慮しなければならず、したがつて米軍の行動のひとつひとつについて個別的に判断しなければならぬことになる」と考へる。

このことについての政府の見解を示された。4 現安保条約のもとで、憲法が適用される地域にたいし、共同声明或は特別のとりきめによつて「事前協議」条項の適用を排除したり、「事前協議」について具体的事例の発生する前に一般的に、包括して承認を与えることは、前項に示した自主的、個別的判断を排除することになるので、自国の主権を維持し平和を希求する憲法の精神に反することになる」と考へるが、政府の見解はどうか。

昭和四十四年四月八日

衆議院議長 内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議員松本善明君提出安保条約と防衛問題等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松本善明君提出安保条約と防衛問題等に関する質問に對する答弁書

1 安保条約と第六條の実施に關する交換公文は、一体として国会の承認を得てゐるので、これを修正するやうな特別の取極が行なわれれば、かかる取極の締結については国会の承認を求めべきものと解され、その限りにおいて、前記の一体をなしたものの実質的な改訂ということがあるが、未だ沖繩に關して特別な取極をするか否かなら決定をみていない。

2 総理大臣が安保条約をいかなる形で堅持するかを決定してゐないといふのは、一九七〇年六月以降安保条約をいかなる形式で継続させるかについて決定を下してゐないとの趣旨を述べたものである。

3 現行安保条約第十條を法律的に変更するためには締結に對し、国会の承認を経るべき条約による必要がある。安保条約及び第六條の実施に關する交換公文が、仮に特別の定めがなくそのまゝ沖繩に適用になつた場合には、事前協議に關する政府の今までの解釈には変更はないといふことを述べたものである。ちなみに、本土への核兵器の持込につき事前協議があつても、これに承諾を与えないといふのが従来から政府が明らかにして

いるところである。

2 事前協議にあつたての政府の基本的態度は、わが国の利益すなわち、日本の安全を確保する見地から自主的に判断して諾否をきめることである。なお、御指摘の三木外務大臣の答弁は、わが国からの戦闘作戦行動を認めるときは、日本の防衛に對する、すなわち日本の安全に對する重大な脅威が生じた場合であることを述べたものであり、前述の政府の基本的態度とその趣旨において變るところはない。

3 安保条約第五條は、わが国に對する武力攻撃が発生した場合であるから、この場合の米軍の出動は、2項における場合とは明確に異なる。

3-1 政府は、従来、わが国には固有の自衛権があり、その境界内で自衛行動をとることは憲法上許されることの見解のもとに、いわゆる「海外派兵」は、自衛権の境界をこえるが故に、憲法上許されないとの立場を堅持してゐる。御指摘の、三月一〇日の参議院予算委員会における高辻内閣法制局長官の答弁は、重ねてこのやうな見解を明らかにしたものである。

3-2 かりに、海外における武力行動で、自衛権発動の三要件(わが国に對する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適當な手段がないこと及び必要最少限度の実力行使にとどまるべきこと)に該當するものがあるとして、憲法上の理論としては、そのやうな行動をとることが許されないわけではないと考へる。この趣旨は、昭和三十一年二月二十九日の衆議院内閣委員会に示された政府の統一見解によつてすでに明らかにされてゐるところである。

3-3 昭和二十七年一月二五日に、(内閣)法制局が御指摘のやうな「戦力に關する統一見解」を發表したことはない。自衛のための必要最少限度の実力組織が、同項が保持を禁止してゐる「戦力」に当たらないことは、政府の見解としてすでに明らかにしてきたところである。性能上純粋に国土を守ることにのみ用いられる兵器の保持が憲法上禁止されてゐないことは、明らかである。また、性能上相手国兵器の保持は、憲法上許されないものといわなければならない。このやうな、それ自体の性能からみて憲法上の保持の可否が明らかな兵器以外の兵器

は、自衛権の境界をこえる行動の用に供することはむろんのこと、将来自衛権の境界をこえる行動の用に供する意図のもとに保持すること憲法上許されないことは、いふまでもないが、他面、自衛権の境界内の行動の用にのみ供する意図でありさえすれば、無限に保持することが許されるというものでもない。

4-1 本末わが国が保持し得る防衛力に、自衛のため必要最少限度という憲法上の制約があるので、当該兵器を含むわが国の防衛力の全体がこの制約の範囲内にとどまることを要するからである。御指摘の、三月一〇日の参議院予算委員会における高辻内閣法制局長官の答弁が、この問題を使用するものとの意思との関係で論じたのは、右に述べたやうな趣旨を明らかにしたものであつて、自衛のために使用する意思をもつてさえすれば、憲法上右に述べた兵器を無制限に保持し得ることを述べたわけでは、もとよりない。

4-2 3に述べたところによつて、承知されたい(なお、ご参照)。

4-3 国連憲章第五十一條にいう武力攻撃とは、一國に對する他國の組織的・計画的な武力行使と解される。内乱発生の場合でも、かかる武力行使があれば、當然憲章上の武力攻撃の範疇に入る。

4-4 要請國と被要請國との間に外部からの武力攻撃に對し共通の危険として対処しようとする共通の関心があるからこそ要請が行なわれ、被要請國はこれに應ずるのであつて、このやうな場合集団的自衛権を行使することができ。

4-5 当該条約の規定によることとなるが、「武力攻撃の発生」という明確な事態に備へて、集団的自衛権を行使するとの約束をとりつけておくといふのが、かかる条約の趣旨であるので、別段の定めがない限り、具体的な武力攻撃発生時にあらためて一方の國が要請を行なわなくとも、他方の國は集団的自衛権を行使できる。武力攻撃の発生した國の要請又は同意なしに、集団的自衛権を行使できる場合は考えられない。米國のヴェトナムに對する軍事行動は、ヴェトナム政府の要請に基づく集団的自衛権の行使であり、その法的根拠は、国連憲章第五十一條に求められる。かかる集団的自衛

昭和四十四年四月十日 衆議院會議録第二十四号

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

六九四

権の行使はSEATO条約において約束されている。すなわち、SEATO条約第四條一項は、「各締約国は、いずれかの締約国又は締約国が全員の一致の合意によつて将来指定するいずれかの国若しくは領域に対する条約地域における武力攻撃による侵略が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、その場合において自国の憲法上の手続に従つて共通の危険に対処するため行動することに同意する」と定めていゝところ、ヴェトナムは、同条約の議定書において、前記第四條の適用を受けるべきことが全締約国間に合意されておゝり、SEATO理事會の共同声明でも、北ヴェトナムのヴェトナム共和国に対する武力行使が第四條にいう「武力攻撃による侵略」であり、米同等の援助は、SEATO条約に基づく義務の履行であると述べられてゐる。

五 御指摘の内閣法制局長官の答弁は政府の見解であり、二月二十六日の衆議院予算委員會第二分科会における外務大臣及び条約局長の答弁もこれを確認したものである。

2 事前協議の主題とされるのは、米軍の戦闘作戦行動にかゝる施設・区域の使用であつて、これに承諾を与えることがあつても、それを、あくまでも施設・区域の使用についての承諾にほかならず、わが国自体が武力の行使をするのとは明らかに違ふが、この点については、さらに、米軍に対する基地の提供と憲法との関係について判断を下した最高裁判決(昭和三四・一二・一六日)が参考とされよう。

この判決は、いわゆる旧安保条約(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約)に關して、同条約に基づく米軍の駐留の「目的は、専らわが国およびわが国を含めた極東の平和と安全を維持し、再び戦争の惨禍が起らないようにすることに存し、したがつて、その駐留は、「憲法九條、九八條二項および前文の趣旨に適合こそすれ」云々と述べて、米軍の駐留が憲法九條、第九八條第二項及び前文に違反するとは断じ得ないとしてゐる。

同条約は、いわゆる現安保条約(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約)のよりな事前協議事項を欠いておゝり、わが国は、同条約によつて、すなわち同条約の締結という政府の行為によつて、駐留米軍による戦闘作戦行動のための基地としての施

設及び区域の使用が、極東における國際の平和と安全の維持に寄与するためのものである限り、その態様のいかんにかかわらず、これを包括的に承認したものであるが、最高裁は、このような実体をもつていた同条約による米軍の駐留をむしろ「憲法九條、九八條二項および前文の趣旨に適合こそすれ……」と判断したのである。

右の理は、現安保条約についても、変わるころがあるはずはなく、現条約に基づく米軍の基地(施設及び区域)の使用について、承諾を与えることが憲法九條、第九八條第二項及び前文に違反することは、あり得ないことである。

3 事前協議における諸否の決定にあたつては、米國が國連憲章に合致した行動をとるとの前提の下で、わが國の國益、すなわち日本の安全を確保する見地から自主的に判断することになる。

4 前項にかんがみ事前協議における諸否の決定は、政策上の問題であつて、憲法違反となるような問題ではない。

右答弁する。

行政機關の職員に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、定員管理の合理的、彈力的運用を図るため、各省庁別に法律で定員を定めてゐる現行制度を改めようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

- 1 公務員数の抑制を図るため、内閣の機關(内閣官房、内閣法制局及び國防會議の事務局)並びに總理府及び各省を通ずる定員の總数の最高限度を法定し、五十万六千五百七十一人とする。
(この数は、現行の各省庁設置法等に定めてゐる定員の合計数である。)
- 2 内閣の機關並びに總理府及び各省別の定員は、この總数の範圍内で、政令で定めることとし、定員配置を各省庁内、各省庁間を通じて、行政需要の消長に應じて合理的、彈力的に行なふこととする。
- 3 大臣、政務次官等及び自衛官の定員は、現行の法律で明らかにすることとし、定員の總数には含めないこととする。
- 4 五現業の職員に關する法律案、現行の法律の趣旨に適合こそすれ……と判断したのである。

營する企業ごとに、政令で定めることとし、定員の總数には含めないこととする。

そのほか、内閣法、國家行政組織法、各省庁設置法等の定員に關する規定につき所要の改正を行なつてゐる。

なお、この法律は、公布の日から施行することとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、行政機關の定員の合理的管理を図るため、おおむね妥當な措置と認めるが、施行期日については修正することを適當と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十四年四月八日

衆議院議長 石井光次郎殿 藤田 義光

〔別紙〕

(小字及びは——修正)

附則

- 1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。
四月一日から適用する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円

(配達料共)

發行所

東京都港区赤坂裏町二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六)